

令和6年第2回美里町議会定例会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	6	10	月	午前10時	・開会 ・会議録署名議員指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・町長提出議案の一括上程 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） 議案第40号から議案第45号 ・議案審議（内容説明） 議案第46号
第2日		11	火	午前10時	・一般質問（3名）
第3日		12	水	午前10時	・一般質問（2名）
第4日		13	木	休 会	・各常任委員会（午前10時より）
第5日		14	金	午前10時	・各常任委員会報告及び質疑 ・議案審議（質疑・討論・採決） 議案第46号 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） 報告第1号から諮問第1号 ・閉会

第 1 号

6 月 1 0 日 (月)

令和6年第2回美里町議会定例会会議録（第1号）

令和6年6月10日（月）

午前10時00分開会

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|---------------|--|-------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 7番 濱田 憲治 議員 | 8番 福田 秀憲 議員 |
| 日程第2 | 会期の決定 | | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | (1)議長
(2)町長
(3)総務文教常任委員会
(4)監査委員
(5)宇城広域連合議会議員 | |
| 日程第4 | 町長提出議案の一括上程 | （議案第40号から議案第48号及び報告第1号から報告第2号並びに諮問第1号） | |
| 日程第5 | 町長提出議案の提案理由説明 | | |
| 日程第6 | 議案第40号 | 美里町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第7 | 議案第41号 | フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第8 | 議案第42号 | 美里町東部地区活性化施設条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第9 | 議案第43号 | 美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第10 | 議案第44号 | 美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第11 | 議案第45号 | 美里町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第12 | 議案第46号 | 令和6年度美里町一般会計補正予算（第3号） | |
| 日程第13 | 報告第1号 | 令和5年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について | |
| 日程第14 | 報告第2号 | 私債権等の放棄の報告について | |
| 日程第15 | 議案第47号 | 字の区域の変更について | |
| 日程第16 | 議案第48号 | 字の区域の変更について | |
| 日程第17 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて | |
| 日程第18 | | 議員派遣の件について | |
| 日程第19 | | 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について | |
| 日程第20 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について | |

2. 出席議員（10名）

1番 村 崎 公 一 君
3番 吉 住 淳 一 君
5番 高 田 美千子 君
7番 濱 田 憲 治 君
9番 今 田 政 行 君

2番 平 野 保 弘 君
4番 隈 部 寛 君
6番 坂 田 竜 義 君
8番 福 田 秀 憲 君
10番 上 田 孝 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長 上 田 泰 弘 君
教 育 長 宮 寄 幸 仁 君
美しい里創生課長 澤 山 誠 君
住民生活課長 宮 崎 博 文 君
健康保険課長 中 川 利 加 君
森づくり推進課長 安 達 浩 一 君
上下水道課長 酒 井 博 文 君
学校教育課長 中 川 幸 生 君
こども応援課長 隈 部 尚 美 君

副 町 長 吉 住 慎 二 君
総 務 課 長 坂 村 浩 君
税 務 課 長 松 永 栄 作 君
福 祉 課 長 谷 口 信 也 君
農 業 政 策 課 長 西 寺 清 君
建 設 課 長 富 永 英 司 君
会 計 課 長 島 田 昌 臣 君
社会教育課長 長 井 一 浩 君

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長 立 道 誠 君 書 記 野 田 ま や 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。ただいまから令和6年第2回美里町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員指名

○議長（上田 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、7番、濱田憲治議員、8番、福田秀憲議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（上田 孝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

5月29日に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員会委員長の報告を求めます。議会運営委員会、今田政行委員長。

○議会運営委員長（今田政行君） おはようございます。

議会運営委員会を開きましたので、その報告をいたします。

令和6年6月10日、美里町議会議長、上田孝様。

令和6年第3回議会運営委員会報告。

5月29日、午後3時30分より、中央庁舎議会委員会室において、令和6年第3回議会運営委員会を開催しましたので、その報告をいたします。

出席者は、議会より上田議長、濱田総務文教常任委員長、坂田産業厚生常任委員長、福田委員、高田委員、と私、今田。執行部より上田町長、吉住副町長、坂村総務課長、事務局より立道事務局長、野田主事出席のもとに開会をいたしました。

議題といたしまして、（1）執行部提出議案について、（2）議員提出議案（請願・陳情・意見書等）について、（3）一般質問について、（4）日程・会期等について、（5）その他を議題といたしました。

まず、（1）執行部提出議案について。条例関係6件、補正予算1件、その他5件の計12件の説明を受けました。

次に、（2）議員提出議案（請願・陳情・意見書等）については、要請が1件でしたので、事務局対応といたしました。

次に、（3）一般質問について。受付順で吉住淳一議員、隈部寛議員、濱田憲治議員、坂田竜義議員、平野保弘議員の5名から通告があり、抽選の結果、1番、吉住淳一議員、2番、坂田竜義議員、3番、平野保弘議員、4番、隈部寛議員、5番、

濱田憲治議員の順番に決定をいたしました。

次に、（４）日程・会期等について。会期予定表のとおり、６月１０日より６月１４日までの５日間とする会期としました。日程の内容については、議案集の「令和６年第２回美里町議会定例会会期予定表」のとおりでございます。

議会初日、本日は、令和６年第２回美里町議会定例会議事日程により、日程第３、諸般の報告、次に、日程第４、町長提出議案の一括上程（議案第４０号から議案第４８号及び報告第１号から報告第２号並びに諮問第１号）を上程し、日程第５、町長提出議案の提案理由説明の後、日程第６、議案第４０号「美里町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第１１、議案第４５号「美里町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」を内容説明の後、質疑・討論・採決を行います。

次に、日程第１２、議案第４６号「令和６年度美里町一般会計補正予算（第３号）」を内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は議会最終日に行います。終了後は散会の予定となっております。

議会２日目、６月１１日火曜日は、一般質問を行います。質問順については、吉住淳一議員、坂田竜義議員、平野保弘議員の順番で３名行います。一般質問が終わり次第、散会といたします。

議会３日目、６月１２日水曜日も一般質問を行います。質問順については、隈部寛議員、濱田憲治議員の順番で２名行います。一般質問が終わり次第、散会といたします。

議会４日目、６月１３日木曜日は休会とし、各常任委員会開催の予定となっております。

議会最終日、６月１４日金曜日は、各常任委員会委員長の報告及び質疑を行います。

その後、日程第２、議案第４６号「令和６年度美里町一般会計補正予算（第３号）」を再度上程し、内容説明は終わっていますので、質疑・討論・採決を行います。次に、日程第３、報告第１号「令和５年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」及び、日程第４、報告第２号「私債権等の放棄の報告について」の説明を受け、日程第５、議案第４７号、また日程第６、議案第４８号「字の区域の変更について」の内容説明、質疑・討論・採決を行い、次に、日程第７、諮問第１号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」内容説明後採決を行います。その後、議員派遣の件、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件を協議し、閉会の予定となっております。

以上、５月２９日水曜日に行われました議会運営委員会の報告といたします。美里町議会運営委員会委員長、今田政行。

以上になります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、会期は、本日６月１０日から６月１４日までの５日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日６月１０日から６月１４日までの５日間に決定いたしました。

—————○—————

日程第３ 諸般の報告

○議長（上田 孝君） 日程第３、諸般の報告を行います。

まず、議長から３月定例会以降の報告を行います。なお、報告一覧はシステム内に登録してありますので、主なものだけ申し上げます。

３月８日、各中学校の卒業証書授与式に、副議長と手分けして出席しております。

３月１０日、カントリーパークにおきまして、美里町消防点検に、議員の皆様全員と出席しております。

３月１１日、美里町社会福祉協議会の理事会に出席しております。

３月１２日から１４日まで、台南市の公式訪問に、議長・副議長、濱田委員長と坂田委員長で参加したところでございます。

３月１５日は、ふるさと祭り実行委員会及びやまびこ祭り実行委員会に出席しております。

３月２１日、町内各小学校の卒業証書授与式に、副議長と濱田委員長と手分けして出席したところでございます。

３月２２日、第１回の宇城広域連合議会定例会に、濱田議員とともに出席しております。

３月２７日は、熊本県町村会の定期総会に出席したところです。

３月３１日は、緑川ダム広場におきまして、「さくら健康フェスタ in 美里」に出席いたしました。

４月１日は、議員の皆様とともに、こども家庭センターの開所式並びに、午後から教職員辞令交付式に、副議長と濱田総務文教常任委員長と出席しております。

４月５日、文化交流センターにおきまして、全議員の皆様とともに、戦没者追悼

式に参加したところでございます。また、午後は、町村議会議長会の正副会長会に出席しております。

4月8日は、各中学校の入学式に、副議長と手分けして参加しております。

9日は、各小学校の入学式に、議長・副議長と、濱田委員長と手分けして出席したところです。また、午後は、浜戸川改修期成会の監査をしたところでございます。

4月12日は、農村RMOについての議員研修を全議員の皆様とともに出席しております。なお、その後、全員協議会も行ったところでございます。

4月14日は、熊本地震の犠牲者追悼式に出席し、その後、午後から、竹の迫阿蘇神社の願成祭のほうに出席いたしております。

4月29日は、カントリーパークにおきまして、中学校ソフトテニス美里大会に出席しました。

30日は、合併20周年記念式典の検討委員会に出席しております。

5月2日は、全員協議会に議員の皆様と一緒に出席したところでございます。

カントリーパークは5月3日に変更になっておりました。すみません。

続きまして、5月10日は、与論町の行政視察の対応で、濱田議員とともに対応しております。

5月12日、甲佐町におきまして、令和6年度の緑川水防演習が行われましたので、そこに出席しております。

5月13日は、議員の皆様とともに、第2回の臨時会に出席し、その後、全員協議会、またその後、議会運営委員会に参加しております。なお、また夕方からは、農村婦人の家におきまして、議会報告会に出席したところでございます。

5月14日は、熊本県町村議会議長会の第1回の理事会並びに議長会の議長研修会に参加したところでございます。また夕方は、議会報告会に、多少遅れましたが、そちらにも出席したところでございます。

5月16日も、中央地区の議会報告会に出席したところでございます。

5月18日は、砥用中学校の体育祭に出席しております。

5月21日から、議長・副議長研修で、東京のほうに上京しております。

5月22日は、正副議長による県関係国会議員への要望ということで、各国会議員の方に要望書を手渡し、各要望のほうをしております。その後、私は都道府県会長会がございましたので、北海道のほうに向かったところでございます。同日は、美里町の人権教育推進協議会の総会並びに青少年育成町民会議等ございましたが、濱田委員長のほうに出席していただいております。

5月28日は、宇城広域連合の例月現金出納検査を行ったところでございます。また午後からは、総務文教常任委員会に委員の皆様と共に参加したところでござい

ます。

5月29日は、山都町におきまして、矢部阿蘇公園線の期成会総会に出席したところでございます。なお、午後は、令和6年第3回の議会運営委員会に運営委員の皆様とともに出席したところでございます。

5月31日は、浜戸川改修期成会の通常総会に出席しております。

6月1日は、砥用中体育館におきまして、中学生女子バレーボール美里大会に出席し、その後、延期となっておりました宇城地区高等学校野球美里大会の開会式のほうにも出席したところでございます。

6月2日は、中央中学校の体育祭に出席しております。

6月5日は、社会福祉協議会の理事会に出席し、午後は、商工会の中央支所におきまして、令和6年度の宇土法人会中央支部の会員会議のほうに出席したところでございます。

以上で、議長の報告を終わります。

次に、町長に、行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、3月の定例会後の行政報告をさせていただきます。

なお、非常に多くなりますので、要約して報告をさせていただきます。

まず、3月9日です。自衛隊家族会の宇城地区の協議会、令和5年度の宇城・上益城地区の入隊・入校予定者の激励会を、文化センターひびきで行われましたので、出席をしました。

3月の10日、令和6年度美里町の消防点検。

3月の11日、社会福祉法人美里町社会福祉協議会の理事会。そして昼から、令和5年度美里町土地改良区の理事会に出席しております。

3月の12日から14日まで、台湾の台南市を宇土市・宇城市・そして美里町の訪問団で公式訪問をさせていただいております。

3月の15日、宇城地区シルバー文化祭、そして、午後から第2回ふるさと祭りの実行委員会、やまびこ祭りの実行委員会、それぞれ開催をし、出席をいたしております。

3月の18日、美里町防災士連絡協議会の設立総会。

3月19日、熊本県簡易水道協会の主要事業説明を受け、そのあと、中央中学校男子テニス部の表敬訪問を受けております。

3月21日は、中央小学校の卒業証書授与式、そして午後から、健康づくり推進委員の学習会の閉講式及び健康づくり講演会に出席しております。

3月の22日、令和6年第1回の宇城広域連合の議会定例会。

3月23日、第13回アートクラフト手作り展 i n 美里に出席しております。

3月24日、令和6年度の美里町の土地改良区の総代会に出席をしております。

3月25日、定住促進住宅団地貸付等審査委員会の委嘱状の交付を行っております。

3月26日、社会福祉協議会の評議委員会に出席をしております。

3月27日、第77回の熊本県町村会の定期総会がありまして出席しておりますが、その前に、町村会主催で開催しました食料・農業・農村基本法の勉強会に出席をしております。

3月28日、宇城クリーンセンター「うきくりん」の落成式に出席をしております。そして午後からは、佐俣の湯の臨時株主総会に出席をしております。

3月の31日、さくら健康フェスタに出席をし、そのあと、大窪区で行われた大窪橋の桜まつりに出席をしております。

4月の1日、こども家庭センターの開所式、そして、美里町立学校の教職員の辞令交付式に出席をしております。

4月の4日、交通安全対策協議会の評議員会議、そのあと、交通指導員さんの会議に出席をし、夜は中央地区の農作業受託組合の第18回の通常総会に出席をしております。

4月の5日、令和6年度美里町戦没者追悼式に出席をし、午後から、令和6年春の全国交通安全運動の宇城管内の合同出発式に出席をし、そしてその後、建設業協会の通常総会に出席をしております。

4月の7日、勢井阿蘇神社の願成祭に出て、その日の夜は萱野区の定期総会に出席をしております。

4月の8日、春の全国交通安全運動に伴う交通安全祈願祭、朝7時から開催されましたので出席をしております。その日午後から、砥用中学校の入学式に出席しております。

4月の9日、令和6年度中央小学校の入学式、そして午後から、トランポリン協会の表敬訪問を受け、夜はJ A下東の中央青壮年部の総会に出席をしております。

4月の10日、緑川改修期成会の会計決算監査を行っております。

4月の12日、令和6年第4回議会全員協議会に出席をさせていただいております。

4月の15日、美里うまい米づくり会の第2回の通常総会に出席をしております。

4月の16日、萱野地区の揚水機場改修工事竣工式に出席をし、そして夜は、萱野地区の街路灯組合の通常総会に出席をしております。

4月の18日、宮崎に出張いたしまして、全国簡易水道協議会の九州ブロックの会議に出席をしております。

次の日、19日は、夜は堅志田区の総会に出席しております。

4月の20日は、令和6年度の若馬会の総会に出席をし、21日は名越谷阿蘇神社の奉納グラウンドゴルフ大会に出席しております。

4月の22日、熊本県の治水砂防協会の役員会議に出席をしており、4月の23日は、令和6年度美里町商工会の女性部の通常総会に出席しております。

4月の24日、建設業協会との意見交換会に出席をし、そして午後からは、嘱託員・嘱託補の会議に出席をし、夜は、筒川荘の運営委員会の定例役員総会に出席しております。

4月の25日、熊本うきの栗部会の中央支部の総会に出席をし、お昼から、令和5年度の熊本県県央の水の災害対策合同会議に出席しております。その日の夜は、令和6年度美里町消防団の辞令交付式及び幹部会議に出席しております。

4月の26日、美里町健康づくり推進員の委嘱状の交付式、そして、砥用ライオンズクラブ結成50周年記念式典ということで、その式典に出席をさせていただいております。

4月の27日、令和6年度美里町の林業研究グループの通常総会に出席をし、28日は、三溪支部の球技大会、そして29日は、美里町トランポリン協会のバッジテストに出席しております。

4月の30日、合併20周年記念式典の検討委員の会議を開いております。

5月の2日、令和6年度美里町砥用南園会の総会に出席しております。

5月の3日、第29回中学生ソフトテニス美里大会に出席をし、お昼から、これは東部土地改良のかんがい開始に伴う用配水委員会に出席しております。

5月の8日、熊本県町村会の要望活動及び評議員会に出席しております。

5月の9日、美里町の認定農業者協議会の総会、そしてその後、令和6年度産業連携協議会の総会に出席しております。

5月の10日は、熊本県のB&G及び南九州ブロックB&Gの総会に出席しております。

5月の11日は、美里町、初めて開かれました「ふれあいマルシェ」に出席しております。

5月の12日、緑川の水防演習。

5月の13日、令和6年度第2回の議会の臨時会が開催され出席をし、その後、全員協議会に出席しております。

5月の14日、上京いたしまして、全国道路利用者会議の定時総会、そして次の日が、道路整備促進期成同盟会の全国協議会、そしてその後、命と暮らしを守る道づくり全国大会、それぞれ出席をし、帰ってきております。

次の日、５月１６日から、今度は佐賀に出張をしまして、九州治水期成同盟連合会の定期総会に出席をしております。

次の日帰りまして、お昼から、宇土人権擁護委員協議会の総会に出席をし、５月１８日、砥用中学校の体育大会に出席をしております。

５月の２０日、气象台と梅雨前に毎年やっておりますホットラインの受電の訓練を行っておりまして、その後上京をして、ダム発電関係市町村全国協議会の理事会、それから定例総会に出席をいたしております。

次の日帰りまして、緑川改修期成会の役員会、そして、期成会の総会、それぞれ出席をしております。

５月の２２日、宇城地域観光推進協議会の総会に出席をし、お昼から、美里町の人権教育推進協議会の総会、そして、青少年育成町民会の総会、それぞれ出席をしております。また夕方からは、宇城農業経営同友会の総会・研修会に出席をしております。

５月２３日、熊本県簡易水道協会の理事会・総会に出席をしております。

５月の２４日、美里町防災会議、そして夜は、令和６年度第１７回の美里町商工会の通常総会に出席をしております。

５月の２７日、今度は名古屋に出張いたしまして、２７・２８・２９で、全国簡易水道協会の理事会並びに通常総会、そして簡易水道大会に、それぞれ出席をしております。

５月の２９日、第３回の議会運営委員会。

５月の３１日、令和６年度浜戸川改修期成会の通常総会、そしてお昼から、初めての試みであります「美里町ふるさと応援大使」の委嘱状の交付式。このときは、瀧下和之さんに委嘱状を交付させていただいております。その日の夜、令和６年度下益城赤牛生産改良組合の総会に出席をいたしております。

６月の１日、第５３回の中学生女子バレーボール美里大会に出席をし、その後、宇城地区高等学校野球美里大会に出席をいたしております。お昼から、令和６年度宇城保育園連盟の定期総会に出席をしております。

６月の２日、令和６年度の中央中学校の体育大会。

６月の４日、美里町嘱託員・嘱託補会議。

６月の５日、社会福祉協議会の理事会、そして午後から宇土法人会の中央支部会員会議に出席をしております。

そして、６月の７日、先週の金曜日になりますが、美里町ふるさと応援大使の委嘱状交付式ということで、今回は、この日は緒方由美さん（オガッチ）に委嘱状の交付をいたしております。そしてその後、お昼から、委員を務めております、熊本

県の子ども・子育て会議の事前レクを受けております。

以上で、3月定例会後の私の諸般の報告を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。総務文教常任委員会、濱田委員長。

○総務文教常任委員長（濱田憲治君） おはようございます。閉会中に行いました総務文教常任委員会の報告をいたします。

令和6年5月28日火曜日午後1時30分に、中央庁舎議会委員会室において、参加者が福田副委員長、上田委員、隈部委員、平野委員と私、濱田。総務課より、坂村総務課長、旭行政係長、大本秘書広報係長、高森防災交通係長、渡邊行革DX推進係長、川上管財係長、篠塚財政係長出席のもと、令和6年度一般会計予算総務課所管委託費についての担当係の説明を受けたところです。

まず、行政系の合併20周年記念講演では、空席が出ないよう、また多くの町民が視聴できるよう環境を整えてもらいたいという意見がございました。選挙におきまして、移動式投票所（コネクテッドカー）を導入し、投票所まで遠距離となっている人の利便性向上と投票の機会を増やすために、立会人がオンラインで立会業務を行う仕組みも、先進地自治体での学ぶことも感じたところでございます。

次に、防災交通係とし、テレビの3チャンネルで行政情報の閲覧が見えるデータポンド、お悔やみ情報が今後配信される計画であります。高齢者を中心に、データポンの利用を増やせば、防災情報を見る習慣になるのではないかという意見もありました。

次に、秘書広報では、町のホームページがリニューアルしております。キャラクターである石段ノボル君に、町の質問を聞くことができます。多くのリサーチで石段ノボル君を成長させていきたいというお話がありました。

次に、行革DX推進係では、国の方針で行政システムが標準準拠版総合行政システム移行準備業務料5,824万5,000円が組まれ、令和7年1月に移行される予定であります。法律の改正により、システム改修やプログラム修正等、多額の費用がかかっております。その金額が適正であるのか検証も難しいという話であります。競争の原理が働かず、小さな自治体にとっては厳しい財政支援とも言える内容であったと思っております。

まとめとし、令和6年度当初予算では、委託件数258件、総額8億4,031万2,000円を計上されております。当初予算73億2,900万円に対して、11.46%を占める委託料の金額でございます。委託料とリース契約を含むと、年間400件程度となり、年々増加している模様です。見直せる委託契約を洗い出し、業務委託料削減も取り組むべき項目ではないか、浄化槽管理費や消防設備等は各課

で予算を計上されておりますが、組織全体での考え方で契約者との交渉も必要な取り組みではないかということであります。

以上で、閉会中に行いました総務文教常任委員会の報告とします。報告漏れがございましたら、他の委員さんからの補足をお願いします。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告を求めます。5番、高田美千子議員。

○5番（高田美千子君） 皆様、おはようございます。例月現金出納検査について、報告をいたします。

トップページの③の4、例月現金出納検査3月から5月をご覧ください。

令和6年3月27日付の美里監第54号の公文でございます。読み上げます。

美里町議会議長 上田 孝様

美里町監査委員 大西 茂、美里町監査委員 高田美千子

例月現金出納検査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第235条の2第1項により、令和6年2月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定によりその結果に関する報告をします。

1、検査対象は、会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金。

2、検査の時期 令和6年3月26日火曜日。

3、検査結果 諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものと認める。

以上となっております。

次のページからは、令和6年2月分の例月現金出納検査調書になります。3ページは、2月分の出納計算書でございます。4ページは、2月末現在の基金積立金調書でございます。5ページは、2月末現在の基金積立金金融機関別明細書となっております。

6ページをご覧ください。令和6年4月30日付の美里監第3号の公文でございます。令和6年3月分の出納検査を、令和6年4月26日金曜日に大西監査委員とともに実施しております。7ページから例月現金出納検査の調書が掲載しておりますのでご覧ください。

11ページをご覧ください。令和6年5月29日付の美里監第5号の公文でございます。令和6年4月分の出納現金出納検査を5月28日火曜日に、大西監査委員とともに行っております。12ページから16ページまで、例月現金出納検査調書の内容が付されてありますのでご確認ください。中で、13ページと14ページに

ご注目いただきたいと思います。ご存じのように、今年度から、生活排水特別会計及び簡易水道及び簡易水道事業特別会計が公営企業会計となりましたことから、それぞれ特別会計を外し、4月からは、生活排水事業会計、簡易水道事業会計と記載されることになります。

令和5年度分の出納計算書につきましては、出納整理期間がないため、収入・支出についてはゼロと記載されておりますので、申し添えておきます。

それぞれの検査結果につきましては、諸帳簿及び提出されました諸表の計算は正確であり、不正・不当な出納はなく、確実なものと認めたところでございます。いずれも公文と調書にて上田議長に報告をいたしております。

以上で、例月現金出納検査の報告を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。7番、濱田憲治議員。

○7番（濱田憲治君） それでは、宇城広域連合議会議員の報告をいたします。3月定例会以降の報告でございます。

令和6年第1回宇城広域連合議会定例会が、令和6年3月22日金曜日、午後2時より宇城広域連合2階交流プラザにて行われました。

参加者は、守田連合長及び元松、上田副連合長、宇城市議会より広域議員3名・欠席2名、宇土市市議会議員広域議員2名・欠席1名、美里町より、上田議長と私、濱田、宇城広域連合事務局、消防本部出席の下、開会をされております。

議題としまして、議案第1号、宇城広域連合長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について、採決の結果、全員賛成により可決をされております。

議案第2号、宇城広域連合事務局の組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、採決の結果、全員賛成により可決をされております。

議案第3号、宇城広域連合職員の育児休業等に関する条例及び宇城広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決の結果、全員賛成により可決をされております。

議案第4号、宇城広域連合一般廃棄物処理施設会議室等使用料条例の一部を改正する条例の制定について、採決の結果、全員賛成により可決をされております。

議案第5号、宇城広域連合消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について、採決の結果、全議員賛成により可決をされております。

議案第6号、宇城広域連合宇城クリーンセンターリサイクルプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決の結果、全議員賛成により可決されております。

議案第7号、宇城広域連合一般廃棄物処理施設整備工事に係る焼却炉及び事業方

式検討委員会条例等を廃止する条例の制定について、採決の結果、全員賛成により可決されております。

議案第8号、令和5年度宇城広域連合一般会計補正予算（第4号）について、採決の結果、全員賛成により可決をされております。

議案第9号、令和6年度宇城広域連合一般会計について、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1,929万6,000円と定める。

歳入の性質別予算では、78.7%の割合で、各市町の分担金及び負担金であります。諸収入の衛生費雑入として、宇城クリーンセンターの電力売払収入として、3,286万9,000円を予定をされております。

歳出では、構成比として、衛生費が37.3%、消防費が43.4%を占めている状況です。宇城クリーンセンターごみ焼却施設解体工事が本年度より始まり、全体事業費では9億1,014万5,000円が予定をされております。令和6年度工事請負費とし、3億3,550万円が予算化されております。

美里町関係では、消防施設費とし、美里分署移転改築整備事業とし、令和6年度から令和9年度の4年間で、用地購入から旧施設解体工事の計画を実施される予定であります。採決の結果、賛成多数による可決であります。

議案第10号、令和6年度宇城広域連合宇城ふるさと市町村圏基金特別会計予算について、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ450万3,000円と定める。歳入は、宇城ふるさと市町村圏基金の利子が主になります。歳出では、企画費とし、婚活支援員の報酬費10名分の手当てが主なものでございます。採決の結果、全員賛成により可決でございます。

以上で、宇城広域連合議会議員の報告といたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

—————○—————

日程第4 町長提出議案の一括上程

○議長（上田 孝君） 日程第4、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第40号から議案第48号及び報告第1号から報告第2号、並びに諮問第1号までの案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読させます。立道議会事務局長。

○事務局長（立道 誠君） それでは、①の表紙、会期、議事予定表の3ページをご覧ください。読み上げます。

議案第40号 美里町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第４１号 フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第４２号 美里町東部地区活性化施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第４３号 美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第４４号 美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第４５号 美里町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第４６号 令和６年度美里町一般会計補正予算（第３号）

報告第１号 令和５年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第２号 私債権等の放棄の報告について

議案第４７号 字の区域の変更について

議案第４８号 字の区域の変更について

諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

—————○—————

日程第５ 町長提出議案の提案理由説明

○議長（上田 孝君） 日程第５、町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、町長提出議案の提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、提案理由をご説明申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、条例６件、補正予算１件、その他５件の計１２件でございます。

はじめに、議案第４０号、美里町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、熊本県の補助金交付要領の一部改正に伴いまして、関係規定を改正するものでございます。

続きまして、議案第４１号、フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、フォレストアドベンチャー・美里ほか２施設の指定管理期間満了に伴い、新たな指定に向け、審議会委員の構成を統一する必要があるため、関係規定を改正するものでございます。

次に、議案第４２号、美里町東部地区活性化施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、美里町東部地区活性化施設加工場の有効的な活用及び効率的な管理運用を行うため、関係規定を改正するものでございます。

次に、議案第４３号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定及び、議案第４４号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の基準の一部改正に伴いまして、関係規定を改正するものでございます。

次に、議案第４５号、美里町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、引用する条例の題名変更により、関係規定を改正するものでございます。

続きまして、議案第４６号、令和６年度美里町一般会計補正予算（第３号）につきましては、主に４月の人事異動に伴う人件費の増減のほか、今後のまちづくり構想に伴います宅地開発に係る計画図作成委託料や本年３月２４日の大雨により被害を受けた町道等の災害復旧工事などの経費に、所要の補正を行う必要が生じたため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６，２８３万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を７５億２，３８０万６，０００円とするものでございます。

続きまして、報告第１号、令和５年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告及び、報告第２号、私債権等の放棄の報告につきましては、関係法令の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

次に、議案第４７号及び、議案第４８号、字の区域の変更につきましては、関係法令の規定により、議会の議決に付すものでございます。

最後に、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員１名の任期が令和６年９月３０日で満了するため、人権擁護委員法の規定により、委員候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長提出議案の提案理由説明を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を１１時１０分といたします。

—————○—————

休憩 午前１０時５２分

再開 午前１１時１０分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第６ 議案第４０号 美里町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第6、議案第40号、美里町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） それでは、議案第40号について説明いたします。⑤議案第40号をお開きください。

議案第40号、美里町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年6月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正が行われ、自己負担額の変更があったため、関係条例を改正する必要があるため、提案するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明します。左の欄は改正前、右の欄が改正後でございます。

今回の改正は、熊本県において子ども医療費助成事業が令和5年度から自己負担額の端数を切り捨てた額へ改正されていることに伴い、同じ県単独事業である重度心身障がい者医療費助成事業においても、同様の改正が行われたことによるものです。助成対象経費、第3条第1項第1号の自己負担額アの「2,040円」を改正後「2,000円」に。イの「1,020円」を改正後「1,000円」に、それぞれ改めることとしております。

美里町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例にお戻りいただきまして、附則でございます。

施行期日、第1項、この条例は、公布の日から施行し、改正後の美里町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

経過措置、第2項、改正後の美里町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）以後の診療又は施術に係る医療費について適用し、適用日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による、といたしております。

以上で、議案第40号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第40号、美里町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第40号、美里町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第41号 フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第7、議案第41号、フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） それでは、議案第41号について説明をいたします。⑥議案第41号をお開きください。

議案第41号、フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年6月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由。

「フォレストアドベンチャー・美里」、「美里町ガーデンプレイス・家族村」、「美里町緑川ダム休憩所」の指定管理期間満了に伴う、新たな指定管理者選定においては、周辺施設との一体的なコンセプトのもと選定することが望ましいことから、審議会委員の構成を統一する必要があるため、提案するものである。

次のページをお開きください。

フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例等の一部を改正する

条例でございます。内容については、新旧対照表を使って説明させていただきます。

次のページをお開きください。フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例新旧対照表でございます。左が改正前、右が改正後でございます。

第16条第3項で、審議会委員定数を「6名」から「5名」に変更しております。これは、条例の規定を現状の実態に合わせるという趣旨でございます。また、同項第5号「学識経験者」を「まちづくりに関して知識及び経験を有する者」としております。

次のページをお願いします。美里村ガーデンプレイス・家族村条例新旧対照表でございます。

1号から4号を改正後の1号から4号に改め、第5号に「まちづくりに関して知識及び経験を有する者」を追加しております。

次のページをお願いします。美里町緑川ダム休憩所条例新旧対照表でございます。

第8条第3項の1号から4号を改正後の1号から4号に変更し、第5号の「まちづくりに関して知識及び経験を有する者」を追加しております。

再度、2ページ目をご覧ください。一番下の附則でございます。

本条例は、公布の日から施行することとしております。

説明は、以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第41号、フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第41号、フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されま

した。

-----○-----

日程第 8 議案第 4 2 号 美里町東部地区活性化施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第 8、議案第 4 2 号、美里町東部地区活性化施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） それでは、議案第 4 2 号について説明いたします。

⑦議案第 4 2 号をお開きください。

議案第 4 2 号、美里町東部地区活性化施設条例の一部を改正する条例の制定について

美里町東部地区活性化施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由。

美里町東部地区活性化施設（加工場）の有効的な活用及び効率的な管理・運用にあたり、関係条例の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

次のページをお開きください。

美里町東部地区活性化施設条例の一部を改正する条例でございます。内容については、新旧対照表を使って説明させていただきます。

次のページをお開きください。

第 2 条でございます。東部地区活性化施設の対象から、加工場を削除するものでございます。

別表でございます。加工場を削除したことに伴い、区分・単位・使用料を削除するものでございます。

再度、2 ページ目の条例案をご覧ください。一番下の附則でございます。

本条例は、公布の日から施行することとしております。

説明は、以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5 番、高田議員。

○5 番（高田美千子君） ただいま上程中の議案第 4 2 号についてお尋ねをいたします。

美里町東部地区活性化施設（加工場）につきまして、条例改正後の施設の運用開始までの流れについて、わかる範囲で結構でございますので、教えていただきたいと思いますが。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） お答えさせていただきます。

まずはですね、条例の制定、改定を待ちまして、その後ですね、民間の活力を導入するという観点から、提案を公募するということにしております。具体的なですね、公募の仕方ということについてはこれから検討というところでございますが、条例制定後、遅滞なく、民間の提案を募集していくというところで考えております。以上でございます。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） わかりました。私もこれまで、この施設につきまして、質問を重ねてまいりましたが、今回の対応を大変ありがたく思っております。どうぞ、地域の活性化につながるような有益な運用を実現していただくように、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（上田 孝君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第42号、美里町東部地区活性化施設条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第42号、美里町東部地区活性化施設条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第43号 美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第9、議案第43号 美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。谷口福祉課長。失礼いたしました。隈部こども応援課長。

○こども応援課長（隈部尚美君） それでは、議案第４３号についてご説明を申し上げます。⑧議案第４３号をお開きください。

美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次の用に定める。

令和６年６月１０日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

国の、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）の一部の改正に伴い、関係条例を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

次のページをご覧ください。

美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年美里町条例第１７号）の一部を次のように改正する。

以下、改正規定でございます。

説明資料として提出しております新旧対照表によりご説明いたします。左の欄が改正前、右の欄が改正後の規定となっております。

第２３条の見出し中、「掲示」を「掲示等」に改め、第２３条中、「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により、公衆の閲覧に供しなければならない」に改めております。

次に、第５３条は、電磁的記録の規定であります。次のページの第２項第２号中の「磁気ディスク、ＣＤＲＯＭ、その他これらに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体という）に改めております。

附則でございます。

試行期間としまして、第１項、この条例は、公布の日から施行するとしております。

また、経過措置として、第２項、この条例の施行の日から令和７年３月３１日までの間におけるこの条例における改正後の美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第２３条の規定の運用については、同条例第２３条中、「掲示するとともに」とあるのは、「掲示しなければならないほ

か」と、「供しなければならない」とあるのは、「供するように努めなければならない」とする、としております。

以上で、議案第４３号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第４３号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第４３号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１０ 議案第４４号 美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第１０、議案第４４号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。限部こども応援課長。

○こども応援課長（限部尚美君） それでは、議案第４４号についてご説明いたします。

⑨議案第４４号をお開きください。

美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年6月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、関係条例を改正する必要性が生じたため、提案するものでございます。

次のページをお開きください。

美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年美里町条例第18号）の一部を改正する。

以下、改正規定でございます。説明資料として提出しております新旧対照表によりご説明いたします。左の欄が改正前、右の欄が改正後の規定になっております。

第29条第2項は、保育士の数についての規定でございますが、第3号の満3歳以上満4歳に満たない児童、おおむね「20人につき1人」を、「15人につき1人」に改め、第4号、満4歳以上の児童、おおむね「30人につき1人」を「25人につき1人」に改正しております。

次のページをお開きください。

第44条の見出しを「保育所型事業所内保育事業所の職員」に、また中段の47条の見出しを「小規模型事業所内保育事業所の職員」に改め、それぞれ第2項第3号について、満3歳以上の満4歳に満たない児童、おおむね「20人につき1人」を「15人につき1人」に、同項第4号の満4歳以上の児童、おおむね「30人につき1人」を「25人につき1人」に改めております。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第44号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第４４号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第４４号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１１ 議案第４５号 美里町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第１１、議案第４５号、美里町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。松永税務課長。

○税務課長（松永栄作君） 議案第４５号についてご説明いたします。⑩議案第４５号をお開きください。

議案第４５号、美里町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について美里町税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和６年６月１０日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

美里町企業振興促進条例の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたため、提案するものでございます。

次のページをご覧ください。

美里町税特別措置条例の一部を改正する条例

美里町税特別措置条例（平成２７年美里町条例第３２号）の一部を次のように改正する。

以下、改正規定でございますが、説明資料として提出しております新旧対照表によりご説明いたします。次のページの新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前、右の欄が改正後の規定となっております。

第２条第２号の規定ですが、引用している美里町企業振興促進条例の題名が、令和５年３月１３日に公布されました美里町企業振興促進条例の一部を改正する条例において、「美里町企業立地促進条例」に改められたため、同様に字句を改めるも

のでございます。

再度、美里町税特別措置条例の一部を改正する条例をご覧願います。

附則でございますが、附則第1項におきまして、この条例は公布の日から施行するとしております。第2項につきましては、本条例の施行に伴う経過措置となります。

以上で、議案第45号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第45号、美里町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第45号、美里町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第46号 令和6年度美里町一般会計補正予算（第3号）

○議長（上田 孝君） 日程第12、議案第46号、令和6年度美里町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

お諮りします。議案第46号、令和6年度美里町一般会計補正予算（第3号）については、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は、最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第46号、令和6年度美里町一般会計補正予算（第3号）については、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は、最終日に行うことに決定しました。

それでは、内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第46号につきましてご説明いたします。

議案第46号をお開きください。

議案第46号、令和6年度美里町一般会計補正予算書（第3号）の1ページをお開き願います。

議案第46号、令和6年度美里町一般会計補正予算（第3号）

令和6年度美里町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,283万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億2,380万6,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年6月10日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正の追加でございます。

次項の美里町広告掲載業務委託につきまして、期間を令和7年度から令和7年度までとし、限度額を3万3,000円と設定いたしております。

5ページをお開き願います。

第3表、地方債補正の追加でございます。起債の目的及び限度額につきましては、旧合併特例事業（福祉事業）の940万円から、公共土木施設等単独災害復旧事業の390万円までの3案件を追加いたしております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内に記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。地方債補正の変更でございます。起債の目的の旧合併特例事業（社会教育事業）の限度額を5,860万円から、6,430万円に変更いたしております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません

8ページをお開き願います

歳入歳出補正予算事項別明細書の2歳入でございます。主なものにつきまして、ご説明いたします。

まず、一番上の枠の款の14国庫支出金、項の1国庫負担金、目の3災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費負担金（R6災害分）、2,147万7,000円につきましては、本年3月24日の大雨により被災した道路及び河川の災害復旧に係る国庫負担金でございます。

次に、2つ目の枠の、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）171万5,000円につきましては、今回補正予算に計上いたしております、まちづくり構想宅地開発計画図作成委託料等に係る国庫補助金でございます。

次に、その下の共創・Ma a S実証プロジェクト補助金626万6,000円につきましては、地域公共交通計画策定に係る国庫補助金でございます。

次に、目の2民生費国庫補助金の子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当制度拡充分）260万4,000円につきましては、児童手当制度改正に伴いますシステム改修費等の経費に対する国庫補助金でございます。

次に、4つ目の枠の款の17寄附金、項の1寄附金の目の3教育費寄附金の教育費寄附金（学校教育）100万円につきましては、本年も、株式会社ベルネット、オートベル様から、美里町のこどもたちのためにいただきました寄附金を計上いたしております。

次のページをお開き願います。

1つ目の枠の款の20諸収入、項の5雑入のコミュニティ助成事業助成金120万円につきましては、追加の交付決定がありましたので、増額するものでございます。

次に枠の款の21町債、目の2民生債におきましては、湯の香苑の屋上防水改修に伴う財源として借入れる旧合併特例事業債（福祉事業）940万円までの増額により増額を行っております。起債の合計でございますが、2,840万円を増額するものでございます。

次のページをお開き願います。10ページからが3の歳出でございます。

歳出におきましては、各科目におきまして、4月の人事異動に伴う人件費の補正をそれぞれ行っております。

1つ目の枠、願います。款の1議会費、目の1議会費の節の8旅費の費用弁償254万2,000円と、その下の普通旅費98万9,000円につきましては、今後公式訪問を予定しております台湾への旅費でございます。

次のページをお開き願います。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費の節の18負担金、補助及び交付金の人事交流職員給与等負担金465万円の減額につきましては、宇城広域連

合との人事交流が令和５年度で終了しましたので、減額するものでございます。

次に、３段目の目の６企画費の節の１２委託料のまちづくり構想宅地開発計画図作成委託料６００万円につきましては、今後の住宅宅地開発の検討に向けた調査委託料でございます。また、その下のまちづくり構想基礎調査委託料４００万円につきましては、美里町の全体の今後のまちづくりに向けた町と住民の合意形成を図るため、アンケート調査やワークショップを実施するための委託料でございます。

次に、その下の節の１７備品購入費のコミュニティ助成事業備品購入費１５０万円につきましては、コミュニティ助成事業を活用し、権正及び岩上集会所に設置するエアコン購入費でございます。

１４ページをお開き願います。

１つ目の枠の款の３民生費、項の３児童福祉費、目の２児童措置費の節の１２委託料の児童手当システム改修業務委託料（児童手当制度改正分）１４２万６,０００円につきましては、子育て世帯への支援策として、児童手当の抜本的な拡充に伴うシステム改修費でございます。

次に、１６ページをお開き願います。

１つ目の枠の款の５農林水産業費、項の２林業費、目の４林業維持費の節の１４工事請負費の林道維持工事３００万円の減額につきましては、林道中央砥用線土捨て場が３月の大雨により法面が増破したため減額し、災害復旧費へ組み替えるものでございます。

次に、１８ページをお開き願います。

１つ目の枠の款の９教育費、項の１教育総務費、目の２事務局費の節の１８負担金、補助及び交付金の美里町特色ある教育推進事業交付金（教育費寄附金充当分）１００万円につきましては、歳入のほうでもご説明いたしました株式会社ベルネット様から美里町の子どもたちのために寄附をいただきましたので、学校長の裁量により用途を定めて活用していただくため、小・中学校の特色ある学校づくりに２０万ずつ交付するものでございます。

次のページをお開き願います。

２つ目の枠の款の９教育費、項の４社会教育費、目の１社会教育総務費の節の１２委託料の川越社会教育センター等解体設計業務委託料６００万円につきましては、川越社会教育センター及び敷地内にある旧プールと旧保育所の解体に係る委託料でございます。

次のページをお開き願います。

２つ目の枠の款の１０災害復旧費、項の１農林水産業施設災害復旧費、目の２林業施設災害復旧費の節の１４工事請負費の林道中央砥用線土捨て場災害復旧工事９６

0万円につきましては、3月の大雨により林道中央砥用線の土捨て場の法面が増破したため、林道維持工事から組み替えて増額するものでございます。

3つ目の枠の項の2公共土木施設災害復旧費、目の1町単独災害復旧費の節の14工事請負費の災害復旧工事（R6災害分）300万円につきましては、3月24日の大雨により被害に遭った町道1件、河川3件の工事請負費でございます。

次に、その下の目の2国庫負担災害復旧費の節の14工事請負費の災害復旧工事（R6災害分）3,300万円につきましても、3月24日の大雨により被害に遭った町道2件、河川2件の工事請負費でございます。

以上で、議案第46号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第46号の内容説明を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日は、これで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

明日11日火曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午前11時50分

第 2 号

6 月 1 1 日 (火)

令和6年第2回美里町議会定例会会議録（第2号）

令和6年6月11日（火）

午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番

(1) 3番 吉住 淳一 議員

(2) 6番 坂田 竜義 議員

(3) 2番 平野 保弘 議員

2. 出席議員（10名）

1番 村崎 公一 君

2番 平野 保弘 君

3番 吉住 淳一 君

4番 隈部 寛 君

5番 高田 美千子 君

6番 坂田 竜義 君

7番 濱田 憲治 君

8番 福田 秀憲 君

9番 今田 政行 君

10番 上田 孝 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長 上田 泰弘 君 副町長 吉住 慎二 君

教 育 長 宮 寄 幸 仁 君 総務課長 坂村 浩 君

美しい里創生課長 澤山 誠 君 税務課長 松永 栄作 君

住民生活課長 宮崎 博文 君 福祉課長 谷口 信也 君

健康保険課長 中川 利加 君 農業政策課長 西寺 清 君

森づくり推進課長 安達 浩一 君 建設課長 富永 英司 君

上下水道課長 酒井 博文 君 会計課長 島田 昌臣 君

学校教育課長 中川 幸生 君 社会教育課長 長井 一浩 君

こども応援課長 隈部 尚美 君

5. 事務局職員出席者

事務局 長 立道 誠 君 書記 野田 まや 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

一般質問の広報掲載のため、広報担当者、福田主査の議場内での写真撮影を許可いたします。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（上田 孝君） 日程第1、一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。なお、発言時間は、申し合わせ事項により、答弁を含め60分以内となっておりますので申し添えます。

3番、吉住淳一議員の一般質問を行います。吉住淳一議員。

○3番（吉住淳一君） おはようございます。3番、吉住でございます。通告に従って質問いたします。今回は、最初に人口減少と少子化問題について、それから、2番目に増え続ける空き家対策について、そして最後に、中央北地区の開発についてということで、3項目質問させていただきます。なお、3番目の中央北地区の開発においてはですね、2番と3番の質問を入れ替えて質問させていただきたいと思いますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

まず最初に、人口減少と少子化問題についてということでお伺いいたします。最初に、本町における過去5年間の人口減少率とこどもの出生率と書いてありますが、出生数ということで、数のほうをお尋ねいたします。

ご承知のように、本町も早いもので、今年11月で合併20周年を迎えるところまでまいりました。この20年間いろいろなことがありましたが、合併以降大きく変わったのは、町の人口ではないでしょうか。平成16年の合併時は、1万3,000人近くあった人口も、20年が経過する中、現在は9,000人を割り込むまでに減少をしております。そして、現在も減り続けており、本町においても最も大きな課題であり難題だと思っております。

先月1日の熊日に、県の総人口が4月1日現在の推計で170万人を下回ったと掲載されておりました。170万人を割り込むのは、1975年（昭和50年）8月以来半世紀ぶりです。ピークだった56年からは19万人余りが減ったとしています。少子高齢化が進み、この2年間の変動要因では、出生数が死亡数を下回る自然減は1万2,943人。転入者が転出者を上回る社会的増は2,327人と、自然減を社会的増で補えていないのが現状であります。

そこで、本町においても同様の状況であると思います。町の高齢者福祉計画の中

にも示されてはおりますが、再度過去における減少率と出生数についてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮崎住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎博文君） ご説明申し上げます。

過去5年間の人口減少率につきましては、令和元年度194人減、減少率は1.9%、令和2年度257人減、減少率は2.6%、令和3年度336人減、減少率3.5%、令和4年度235人減、減少率2.5%、令和5年度225人減、減少率2.5%となっております。5年間のトータルといたしまして、1,247人の減少で、減少率は12.4%となっております。

次に、出生数でございますが、令和元年度32人、令和2年度33人、令和3年度25人、令和4年度25人、令和5年度30人となっており、5年間トータルでは145人となっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） はい、ありがとうございます。数についてはわかりました。

出生率についてはですね、厚生労働省がこのほど、2018年から2022年の市町村別の合計特殊出生率を発表いたしました。女性一人が生涯に産むこどもの推定人数で、県内では全国50位以内に5市町村が入った一方で、本町は最も低かった熊本市中央区に続いて2番目の低さでありました。未婚化・晩婚化に加え、コロナ禍も影響したのかもしれませんが。

国が挙げた人口減少対策の地域活性化など、地方創生、まち・ひと・しごと創生法の施行から今年で10年になるとのことですが、挙げた東京一極集中の是正は、一向に進まず、2014年12月に策定された総合戦略では、地方の若い世代が、過密で出生率が極めて低い東京圏、東京・千葉・埼玉・神奈川などの都市部に流出することが、日本全体の少子化、人口減少につながっていると指摘をしております。

ただ、一極集中を解消するため、移住を強制することはできませんので、問題解決には先が見えない状況にあるのが現実だと思っております。

本町においても、過去3年間で1,247人、率にして12.4%減。出生数も145人と、非常に少ない数字であります。このことから見ても、若い世代の流出を防ぐ取り組みが必要だと思いますし、意識改革を含め、あらゆる手段を講じていってほしいと思っております。

次に、2番目の、若年層が町内で暮らせる環境づくりにどう取り組まれていくかということでお伺いをいたします。

若い世代の流出対策ということになりますが、経済界でつくる民間組織、人口戦

略会議が、2050年までの地方自治体の持続可能性を分析し、このほど公表をいたしました。それによりますと、全国の4割に当たる744の自治体が人口が大幅に減る、消滅可能性自治体と位置付けられました。「消滅」という言葉を聞きますと、正直びっくりいたしますが、県内においては、天草市や芦北町、球磨村など、全体の4割に当たる18市町村が挙げられております。こどもを産む中心世代となる20代から30代の女性が50%以上減るとの推計を根拠とし、地域の特性に応じた少子化対策が急務であると指摘をしております。

そして、その18市町村の中に、本町も含まれているわけであります。この要因の一つは、若い人の働く場がないことに対して、地元の魅力を感じていないのではないのでしょうか。ある自治体では、町独自の対策では財源も限られている、国で人口を増やす政策や取り組みを進めてほしいと訴えております。

国も対策に乗り出してはおりますが、やはり地元の状況をよくわかっている行政や町民が一体となり、課題に取り組んでいくことが重要ではないのでしょうか。

そこで、本町においては、若い人たちが安心して暮らせる取り組みや、将来のあり方についてどう考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 若い世代の方々が暮らしやすい町づくりについてのご質問だと理解をいたしております。魅力的で選ばれる町をつくっていくためには、働く場の確保、定住政策や出産・子育てに係る政策の充実などが重要であると考えております。

まず、働く場の確保であります。町では有安地区旧工場跡地を活用するかたちで企業誘致を進めてまいりました。一時期は大阪に本社を置く会社が九州の拠点工場として立地をされましたが、長くは続かず撤退をされました。その後、工場は解体、更地化し、様々な方面に情報提供や売り込みを行いました。成果は上げられていない状況でございます。とはいえ、働く場を確保することは定住促進に必要不可欠な要因ですので、引き続き、諦めずに企業誘致に取り組んでまいります。

次に、定住政策についてでございますが、現在町では、中央北地区において水道の整備を進めております。この地域は、宇城市や熊本市方面への距離も近く、嘉島町や御船町にある大型ショッピングセンターにも短時間で行けることから、今後宅地としてのニーズが高まると考えております。住宅やアパートが建設できる場所を整備することで流出口に歯止めをかけ、流入人口を増加させる、それができれば美里町全体として、人口急減を緩やかにできると考えております。

次に、出産・子育て政策についてでございます。本年度、町では、こども応援課を新設し、こども家庭センターを設立したところでございます。これまでも、出産

や子育ての分野においては、様々な政策を講じてまいりましたが、こども家庭センターができたことにより、相談窓口も明確になり、子ども・子育て政策の認知度もさらに広がっていくのではないかと期待をしているところでございます。

今後も、子育て中の保護者の声に耳を傾け、ニーズに合った政策を展開できればと考えているところでございます。もちろん、今述べました政策以外にも、暮らしやすい町をつくるためにやるべき政策はあると理解しておりますが、まずは根幹を成す政策をしっかりと実行していきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） ありがとうございます。ただいま町長のほうから、施策や取り組みについて説明がありましたが、先ほど、若者の都市部への一極集中による地方の衰退という話をしましたが、一方では、都会から地方移住に関心がある若い世代もおられると思います。また、定年後のセカンドライフを楽しもうとされる世代などもおられると思います。そういった方々を積極的に呼び込む施策も必要だと感じます。

そして、急がなくてはならないのが、「静かな有事」とも言われております未婚化への対応ではないでしょうか。若い世代が結婚し、こどもを持つ選択ができるような環境づくりが事態を好転させるのにつながっていくと思いますので、本町においてもですね、将来を見据えて最適な解決を見出してほしいというふうに思っております。

次に、3番目のこども家庭センターの利用状況と今後の事業計画ということで伺います。

先ほど、町長からの答弁にもありましたように、本町においては、本年4月から佐俣にある保健福祉センター湯の香苑内に、こども家庭センターが開設されました。

全ての妊産婦、子育て世代、こどもの相談・支援等を一元化し、切れ目のない支援を行うということを目的に設立されたということですが、これも先ほど申し上げました人口減少対策の一環として、子育て支援に力を入れていくということであると思っております。

他の自治体においても、人口減少対策には様々な施策を展開されておられるようであります。本町のこども応援課、こども家庭センターも開所からまだ2か月ではありますが、利用状況はどうなっているのか。それと、町の広報誌や新聞等にも掲載はされておりますが、若い人たちがもっと本町に住んでいただいて、安心した生活が送れるよう、町内外問わずPR、広報をしていく必要があると思っております。

そこで、今後に向けた取り組みやイベント等の計画があれば、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 限部こども応援課長。

○こども応援課長（限部尚美君） ご説明申し上げます。

まず、利用状況についてでございますが、こども家庭センターは、妊産婦から子育て家庭、こどものあらゆる相談に応じ、必要な支援につなげております。そのほか、今年度から新たにスタートさせました産後ケア事業、産婦検診、それから新生児聴覚検査の利用の案内や子育て支援に関する情報を提供しております。

4月から5月末までの2か月間の相談利用件数は、延べ38件です。相談形態としましては、訪問によるものが最も多く18件、続いて、電話によるものが12件、LINEによるものが4件、来所相談は3件となっております。

続きまして、今後の事業計画についてでございますが、家庭センターが開所して2か月経過したところで、今年度は3つのことに力を入れていきたいと考えております。1つ目は、子育て支援のPRを強化していくことです。現在も、子育て支援に関する情報をホームページや広報紙等で発信しているところではございますが、より一層子育て支援のPRを行ってまいります。

具体的には、7月に子育て支援の内容を1冊にまとめた「みさと子育てガイドブック」を発行する予定にしております。このみさと子育てガイドブックには、妊娠から18歳までの各ステージに応じた情報のほか、美里町独自の施策である不妊治療助成や、出産・子育て応援給付金の上乗せ、出生祝い金、保育料の無償化、18歳までのこども医療費の助成、それから小・中学校の給食費支援などの情報も集約しております。

さらには、今年度からスタートさせる夏休み中の放課後児童クラブ利用料の減免についても盛り込んだガイドブックになっております。これは、町商工会や事業所に協賛いただき作成するものです。

妊娠届出にいられた方や子育て中の家庭に配布するほか、町商工会や事業所にも置いていただき、広く美里町の子育て支援のPRをしていきたいと考えております。

2つ目についてでございますが、新たなサービスとして、子育て短期支援事業を検討しております。今回の補正予算（第3号）にも計上させていただいております。

これは委託事業でございますが、保護者の方が様々な理由でお子さんを自宅で養育することが困難な場合に、一時的に児童養護施設に預けることができる事業です。

3つ目は、こども家庭センター2階の交流スペース等の活用です。7月頃に、こども家庭センターの1階に授乳室や相談室、それから2階に交流スペースや多目的トイレが完成する予定となっております。完成後は、子育て支援センターや地域の関係機関と協力・連携しながら、妊産婦や子育て家庭、こどもたちにとって、本町のこども家庭センターが安全で安心できる居場所となるよう、環境整備に努めてま

います。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） わかりました。ありがとうございます。

この子育て支援という制度や考え方が始まったのは、1991年頃からだったと言われています。合計特殊出生率が戦後最低であったことで、そこから少子化対策を求める声が急増し、その対策として子育て支援が普及していったそうであります。現在は、全国の自治体で子育てについては様々な取り組みが行われております。ただ、地域の自治体で特徴は違うと思いますし、全国で地域格差が生まれてしまっているのも事実ですので、事例をそのまま真似をするのは得策ではないかもしれません。ですが、他の自治体で成功された子育て支援事業の事例を参考にして、本町と比較した上で独自のアレンジを加えた施策を実施することで、高い効果を生むことにつながる可能性もあると思います。

熊本市においては、今年度から人口減少の抑制を目指して、こども関連の施策を強化するとのことであります。発足3年目となるこども局の予算の拡充や、出会いの機会を提供する「こども誰でも通園制度」などを計画し、結婚から子育てまで、ライフステージに応じた支援体制をつくるとしています。

本町においても、様々なことに取り組んでおられるようでありますが、今後さらに様々な子育て支援に取り組んでいってほしいと思っておりますし、宣伝と言いますか、PRを発信し続けて行ってほしいというふうに思っております。

次に、2の増え続ける空き家対策についてというところで、質問いたします。

まず最初に、町内における空き家の現状はどうなっているのかということで、伺いをいたします。

この空き家問題においては、今や他人事ではなく、日本全国で起きている身近な問題だと思っています。総務省は、このほど住宅・土地統計調査速報値を発表いたしました。それによりますと、全国の空き家数は2023年10月1日時点で、900万戸に上ったそうであります。5年前の調査に比べ、51万戸増え、過去最多を更新したと報じています。

住宅総数に占める割合、空き家率は、0.2ポイント上昇し、過去最高の13.8%で、7戸に1戸は空き家になるとのことです。要因として挙げられるのが、所有者の特定が難しく、解体や利活用が思うように進まないとし、管理が不十分だと倒壊や景観、治安の悪化が懸念され、行政の対策が急務だとしています。

県内における住宅総数は84万9,000戸で、そのうち15%に当たる12万8,000戸が空き家で、5年前と比べ1.2ポイント上昇しているということで

あります。一口で空き家と言っても、幾つかの種類に分かれ、賃貸物件が443万戸で最も多く、売却用住宅が33万戸、別荘などもこれに入り、38万戸などとなっています。そして、これらに該当しない、目的のない物件が38万戸増の385万戸あるとして、これが行政による空き家対策の主な対象になるということになります。

そこで、本町においても、年を追うごとに空き家は増えてきていると思いますが、現状どういう状況になっているのか、お尋ねをいたします

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） 本町における空き家の件数について、平成30年の調査によりますと、総数523件、そのうち利用可能な物件が68件、要改修の物件が216件、利用不可の物件が166件、倉庫等の居住外物件が73件となっております。また、令和4年度には、地域おこし協力隊による簡易的な目視調査も行っておりますが、今年度改めて、空き家の実態を把握するための現況調査を実施することとしております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） ありがとうございます。町内においてもですね、空き家の数は増える一方であると思いますし、それに伴い様々な問題が発生し、悪影響を及ぼしていると思います。

想定されるのが、倒壊や崩壊、屋根・外壁の落下、火災発生の恐れなど防災上の問題、犯罪の誘発が懸念される防犯上の問題、ごみの不法投棄などによる悪臭の発生など、衛生上の問題、風景や景観の問題など、様々であります。

日本の空き家問題は、新たなフェーズに突入しているのではないのでしょうか。これまで、人口減少が続く地方の過疎地の問題とされてきたと思いますが、近年では大都市圏でも空き家が急増しております。人口の大部分を占める団塊の世代が高齢者になり、老人ホームなどの高齢者住宅や、こどもの家などに移ることで自宅が空き家になります。また、核家族化により、親世代とは別に、子世代がほかに住居を構えることが多いため、供給数は増える一方で、利用されない物件もまた増えている状況が続いています。特に、人口が減少傾向にある地方では、一度空き家になった住居は次の住み手が見つかりにくく、都市部に比べて空き家問題が深刻になっております。

本町においては、平成30年の調査で523件とのことですが、令和4年度に地域おこし協力隊のほうで簡易的な調査も行っておられるということですが、5年以上が経った今、現状はまた大きく変わってきているのではないでしょ

うか。新たな調査を含め、今後の対応と取り組みをお願いしたいというふうに思っております。

次に、2番目の空き家の対処についてですね、具体的な相談等があるのかというところでお伺いをいたします。

空き家問題の根本的な原因は、空き家率の増加であります。なぜ空き家が増えるのか。それには、先ほども申しましたが少子高齢化問題に代表されるように、高齢化社会の影響は、空き家率の増加に大きく関係していると思っています。高齢者が増加する一方で、少子化によるこどもは減少、結果的に、高齢者が住んでいた住宅を受け継ぐこどもの数が少なくなり、空き家率増加がなかなか改善されない一因となっているのではないのでしょうか。

また、高齢者が亡くなった後に、住居が親族へ相続されても、そのままそこに住むとは限らず、実際に相続した人が空き家を放置するケースは珍しくないと思います。これらの物件は、先ほどの種類別からすると、その他の空き家に分類され、結果として放置された空き家が増える要因になっていると思います。

そこで、本町においても、空き家については、解体済みや解体中も含め、様々な相談があつてと思いますが、現状どうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） 老朽化した空き家の解体に対する相談状況について、ご説明申し上げます。

老朽化した空き家に関する相談としましては、相続をした方などから、「解体をしたいが補助金はないのか」というケースと、地域から、「瓦が道路に落ちそうになっている」などの危険な空き家に対する相談が寄せられております。

まず、解体をしたいが補助金はないのかという相談につきましては、道路などに倒壊又は瓦などが落下する恐れがある場合は、町で老朽危険空き家の判定を行い、一定の基準を超えた場合は、美里町老朽危険空き家等除却促進事業補助金のご案内をしております。毎年度10件程度の相談があり、その中で、町が老朽危険空き家に認定をし、補助金を使って所有者が解体をされた件数が、令和3年度11件、令和4年度8件、令和5年度6件の実績となっております。

次に、地域からの危険な空き家に対する相談につきましては、該当する空き家の所有者の方に文書で空き家が危険な状態であることをお知らせをし、併せて、美里町老朽危険空き家等除却促進事業補助金のパンフレットを同封し、老朽化した危険な空き家の除却の推進を図っております。

これまでも、この文書をきっかけに、空き家の解体まで至ったケースが数多くあり、一定の成果は上げているものと考えております。

また、地域からの要望の中には、危険な空き家について、「町で解体ができないか」というご相談もございますが、町としましては、個人の財産であるため、所有者の責任において解体をされるべきだと考えておりますので、引き続き、補助金の周知等を図り、老朽化した危険な空き家の除却の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） ありがとうございます。説明はわかりました。

町外で暮らす人から、実家の建物や土地を処分したいとの相談は多々あると思います。単身の高齢者が施設に入ることにより、そのまま空き家になるケースもあります。そして、相談したいけど、どこに相談していいかわからないと悩んでおられる方もおられます。

この先も、空き家は増加の一途をたどって、2033年には2,100万戸まで増加すると言われております。総世帯数は減少していきませんが、住宅の数は増えていき、3軒に1軒が空き家になる未来がやってくるそうであります。

自治体だけでは無理が出てくるかもしれません。しかし、空き家を所有されている方からすると、何とかしなければならぬとわかってはいるけど、どうすればいいかわからない。相談をどうしたらいいかわからないといったことが課題となっております。

本町においては、所有者の方、それぞれに空き家が危険な状態であることを文書で通知し、推進事業補助金の周知も含め、解体除却の推進を図っておられるようで、成果を上げているとのことですが、今後はもっと幅を広げるなど、具体的な情報を得られる関係団体による窓口設置等も考えながら、町独自の取り組みを行ってほしいというふうに思っております。

次に、空き家バンクの運営についてということで、空き家バンクについて、質問いたします。

空き家バンクにおいては、平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、空き家対策の一環として、各自治体で空き家バンクの運営がスタートしてるわけであります。不便なので売りたい、賃貸収入を得るため誰かに貸したいといった人たちが所有している空き家情報を提供されていると思います。

本町においても、空き家及び空地・宅地の有効活用と定住促進による地域の活性化を図ることを目的に、空き家バンクの取り組みがなされているところであります。

本町の登録状況を調べてみましたが、建物と土地合わせて9件の登録物件が公開されておると思います。また、登録に当たっては、申込者の決定方法に幾つかの条

件や決まりもあります。ただ、一口に空き家バンクと言いましても、メリット・デメリットもそれぞれあると思います。

まず、メリットとしては、空き家を売却したい、活用したい人にとっては情報を外に向けて発信することができます。また、登録することで、空き家を欲しがっている人には見てもらえるチャンスも生まれます。それに、買いたい人や賃貸で入りたい人が出てくれば、自治体がマッチングをしてくれます。また、探す側にも、ほかの空き家情報には載っていない物件情報もあり、いわゆる掘り出し物の物件を見つけられる可能性もあり、価格や賃貸料も安い場合があります。

一方で、空き家バンクを利用することで、トラブルになることもあると思います。営利目的の情報サイトは、買ってほしい・借りてほしいでありますから、物件の詳細な情報もサイトに掲載されます。しかし、自治体が運営する空き家バンクは営利目的ではありませんので、詳細な情報が載ってこないこともあると思います。結局、直接見てみないとわからないというのが現実ではないでしょうか。

また、先ほども申し上げましたが、空き家バンクは自治体が非営利目的で行っているマッチングですし、不動産屋が入らない分、売り手と買い手の直接交渉になると思いますので、その分、契約書などトラブルが発生することは少なくはないと思います。

そこで、本町においても、空き家バンクにおいては、様々な取り組みをされてると思いますが、今後どういった運用を考えていかれるのか、方向性も含め、お伺いをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） 空き家バンクの今後の運営方針についてでございます。

現時点での登録件数は9件で、町内の空き家の件数と比較すると、登録数が少ないという状況でございます。一方、議員ご指摘の売買契約者同士のトラブル、これにつきましては、これまで特に心配されるような事案は発生しておりません。空き家バンク登録物件の売買に当たっては、契約者同士のトラブルを防止するため、不動産会社を仲介させることを推奨しております。一方で、仲介手数料を省くため、不動産会社を介入させず、個人売買で契約されるケースもございます。ただし、その場合でも、売買契約書を作成することを改修費補助の支給要件としておりますので、一定程度個人間売買によるトラブルの防止につながっているものと考えております。

今後の運営方針としまして、まずは引き続き、空き家バンクへの登録数増加に向けた周知広報の取り組みを進めてまいりますとともに、併せて、不動産会社の仲介

の推進など、売買契約者同士のトラブル防止を図ってまいりたいと考えております。
以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） ありがとうございます。

この空き家バンクの制度ですが、国交省の集計では、昨年3月末時点で全国の8割に当たる1,440の市町村が導入をしているそうであります。運営が自治体ということで、安心してサービスを利用できる点が大きな魅力だと思いますし、悪質な業者にだまされる心配もないわけであります。

しかし、あくまでも空き家の情報を掲載する場でしかないため、希望者とのやり取りは所有者自身が行わなくてはなりません。本町においては、不動産会社を仲介させることを基本とするとのことですが、先ほども申しました、些細なことでトラブルに発展する可能性もあると思います。その際、空き家の所有者が処理をしなくてはなりません。こういったデメリットがあることも知っておく必要があると思います。

空き家バンクの目的は、空き家の増加に歯止めをかけるための制度であります。空き家を単に放置せずに、移住目的などとして用いることで、定住者と人口増が見込まれ、引いては、地域の活性化につながっていくと思っておりますし、自治体が統括することで、IターンやUターン支援制度の一環となり、ワンストップの行政サービスをやりやすくすることにもつながると思っております。

本町においても、空き家利用を促す施策は今後も増えていくことが予想され、それに伴って空き家バンク制度の充実もさらに図っていく必要があると思っておりますので、さらなる取り組みをお願いしたいというふうに思っております。

次に、4番目の、増加する空き家に対しての今後の取り組みということでお伺いします。

この空き家問題が強く認識されるようになってきたのは、2010年頃からだと言われています。今や全国的な問題となっており、国や自治体でも、様々な対策を講じています。周辺の環境に害を及ぼすケースが目立つようになり、人口減少がトレンド入りしたこともあって、全国的に問題意識が強くなっていったと思います。

このことから、国や全国の自治体も主体的に取り組むようになり、先ほど申しました空き家等対策特別措置法が制定され、自治体の介入がスタートしたわけであります。国は、対策の方向性や計画の策定、県は効率的な補助金の交付や市町村の取りまとめ、市町村は具体的な施策の策定や現場対応など、それぞれの立場に応じた役割を担っておられると思いますが、ただ、空き家問題が深刻な地方の市町村では、人材や資金面が厳しいケースもあり、国や県からの応援を受けながら対応に当たっ

ておられる所もあるそうで、それぞれの市町村で対応は様々だと思います。

そこで、本町においては、どういった対応をされているのか、また、今後に向けて、この空き家問題をどう考えていかれるのか、お伺いをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先ほど来、議員もご指摘のとおり、全国的に空き家は増加傾向であり、空き家に関する様々な問題も顕著化しているところでございます。程度の違いはありますが、美里町も同じような傾向で推移しているところでございます。空き家問題への対応は、大きな課題となっております。

現在、町が行っている空き家に対する取り組みでございますが、先ほど建設課長の説明でもありましたとおり、美里町老朽危険空き家等除却促進事業補助金を活用して、老朽化した危険な空き家の除去を促進をしております。

また、昨年施行されました空家対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律によりまして、特定空家であったり、管理不全空き家としての勧告ができるようになりました。このことによりまして、固定資産税等の住宅用地特例除外等ができるようになりますので、場合によっては勧告の発令もありうると考えているところでございます。

人口減少社会におきましては、必然的に空き家が発生してまいりますし、空き家バンクに登録ができない、あるいは登録してもマッチングできない、そういった家は年々老朽化をしていきます。早めに持ち主の方と相談をし、保安上危険とならない、衛生上有害とならない、著しく景観を損なわない、そういった環境を整えていくことも重要であると考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） わかりました。今後増え続けると予想されている空き家問題には、大きく分けて2つの原因があると思っています。

1つは、高齢化社会が進む日本全体の問題で、団塊世代の相続が進み、空き家が急速に増加すること。2つ目は、空き家の所有者自身が、空き家の管理や活用について問題を抱えていることでもあります。

冒頭申しました、その他の空き家が増えている背景にあるのは、少子高齢化や世帯構成の変化であります。

つまり、空き家になるきっかけは、親が亡くなり、相続で家を引き継いだ場合が多いということになります。一昔は、子、親、祖父母の三世代が同居する世帯も珍しくはありませんでした。しかし、核家族化が進む現在では、夫婦と子どもだけで暮らすことが一般的になってきています。そのため、親が亡くなった後、家を相続することになったときには、既に自分の家を持っているケースが多くなっています。

本来ならば、相続した家に誰も住まず、遠方などの理由により、定期的な管理が難しければ、売却など何らかの対処を検討すべきでしょうが、家や土地の状態、立地などの問題や、親が残した家財の処分に気後れするなど、心情的な理由で放置してしまう人も多くいるようです。

本町においても様々な事情を抱える所有者に寄り添い、きめ細やかな対策を講じていってほしいと思っておるところです。

次に、3の中央北地区の開発についてというところで、質問いたします。

まず最初に、中央北地区簡易水道事業の進捗状況と、今年度の事業計画ということでお伺いします。

中央北地区の水道事業においては、ご存じのように令和5年度からスタートし、順調に進んでいるかと思っておるところです。町は、当初、令和5年度から令和14年度までの10年計画で整備をする予定でありました。それを今回、6年計画に前倒しをして、整備完了を目指すとのことであります。予定より前倒しで工事が完了することは大変喜ばしいことだとは思いますが、そうした場合はね、年度間の工事負担による影響はないのか、また送水ポンプ場の場所変更等もあっているようであります。町の広報紙にも載せてはありますが、もう少し詳しく、現在の進捗状況と今年度の計画の説明をお願いしたいのと、前倒しをされた経緯ですね、これはどうだったのか、併せてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） ご説明を申し上げます。

まず、各年度間の工事負担による影響はないのか、というご質問でございますが、当然、6年計画になることによって、10年計画よりも年度ごとの工事量が大きくなることは予想されますが、設計をする際に、熊本地震等の過去の事業実績を参考にしながら、あまりにも事業量が大きくなりすぎるような場合には、事業の工区分け等をし、適度な事業量で設計を行い、発注をしようと考えています。

次に、送水ポンプ場の、当初設置予定場所からの変更理由でございますが、送水ポンプ場は、当初国道218号線沿いから岩下方面に入る県道甲佐小川線沿いの萱野地内を予定しておりました。しかしながら、山の坊ため池が南側に位置し、令和5年3月発行の美里町災害対応ガイドブックによりますと、仮に、この山の坊ため池が災害等で決壊した場合、0.5メートルから3メートルの浸水をする恐れがあると示されましたので、送水ポンプ施設の設置する高さを3メートル嵩上げしなければならなかったことと合わせ、令和5年度に予定地の地質調査を行った結果、軟弱地盤ということが判明し、地質改良も行わなければならないことがわかりました。この経緯から、予定地を再度検討し、カントリーパークテニスコート下の駐車

場の一角を予定候補地として絞り込み、再度２つの予定地の整備費の比較検討を行いました。その結果、当初予定しておりました萱野地内の予定地のほうが、６，４００万円ほど高くなるという検討結果が出ましたので、地権者の承諾を得て、設置場所の変更をしたところです。

次に、現在の工事進捗状況と、令和６年度の計画であります。令和５年度から水道工事が始まりまして、現在、小筵交差点から中央中学校方面へ、国道２１８号線の歩道部と、町道第１平原線の一部に６１１メートルの送水管の布設を行っております。事業費につきましては、約３，３５０万円の工事額となっております。

また、令和６年度の計画であります。１工区としまして、小筵荒崎水源場の場内整備と、水源から小筵交差点付近までの送水管布設工事、延長約３８３メートル、工事設計額６，３５４万７，０００円、２工区としまして、国道２１８号線から、町道第１平原線の入り口付近から、カントリーパークテニスコート下駐車場の送水ポンプ場までの送水管布設工事約１，３８２メートル、配水管布設工事約１，０３８メートル、工事設計額１億２４１万円となっております。

なお、詳細設計はまだできておりませんが、３工区としまして、送水ポンプ場から配水場までの送水管布設工事約５９０メートル及び、配水管布設工事約６１０メートルと、配水場はカントリーパークの芝生広場に整備を予定しておりますが、その配水場付近の駐車場整備を今後発注予定としております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） ６年計画に前倒しした経緯はということでございます。

当初、美里町中央北地区簡易水道工事は、令和５年度から令和１４年度までの１０年計画を見込んでおりました。しかしながら、熊本県内において、ＴＳＭＣの第１工場だけではなく第２工場の建設まで言及されたことにより、今後、第１工場、第２工場の関連会社の進出や、そこで働く労働者の住宅整備などが活発化することが予想をされます。

それに伴い、交通渋滞や地価の高騰などの影響で、関連企業の進出が県北中心から県央等にシフトする可能性もゼロではございません。

そのような状況を踏まえまして、少しでも早く水道を整備し、中央北地区の住民の方に安心で安全な水を届けるとともに、企業誘致や居住地として選ばれる地域を目指すためにも、１０年計画を６年計画へ前倒しする必要があると考えたところでございます。

ただし、工事期間の短縮計画作成に当たりましては、町の財政に及ぼす影響と工事に携わる町内事業者の能力等を勘案した、平常時での計画としておりますので、

工事期間中に災害等の不測の事態等が起こった場合には、計画通りに進まない可能性もございます。

また、給水開始年度につきましては、配水池整備の関係上、当初の予定どおり、令和9年度からの給水開始としておりますが、中央北地区全域への最終の給水開始年度は令和11年度を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） ありがとうございます。詳しい説明をいただきました。

中央北地区のこの地区での人口増を考えたとき、この水道事業が必要不可欠になることは、もう間違いないところでありますし、この水道整備が完了しないことには先に進めないと言っても過言ではないと思っております。

その上で、6か年計画に前倒しをされたのは意味があると思っておりますし、一方で、工事を進めていく上での事故防止や計画の変更など、安全面の配慮や無理な工事計画による作業員の負担、また、あり得ないとは思いますが、工事によるミスなどが発生しないよう進めていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

次に、2番目のカントリーパークグラウンド及び周辺の整備はどう考えておられるかということで、お伺いをします

カントリーパークにおいては、ご承知のように、多目的グラウンド、テニスコート6面、そして公園のわんぱく広場には、グラススキーやターザンロープ、ブランコなど遊具もあり、こどもさん連れが訪れております。テニスコートは町外からの利用者も多く、各種大会も開かれています。ただ、多目的グラウンドにおいては、広いグラウンドではありますが、テニスコートに比べれば利用者は少ないように思います。利用価値を上げるためにも、例えばグラウンドを芝生にして、ナイター設備を充実させれば、もっと利用者も多くなるのではないのでしょうか。わんぱく広場にしても、以前マルシェが開催されたこともありましたが、高台のすばらしい場所にあるカントリーパークをさらに充実させていければという思いがあります。水道事業にも絡んでくるかと思いますが、今後の整備計画があるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

カントリーパークにつきましては、平成7年度にメインとなります多目的グラウンドやテニスコートが整備され、今年で29年目を迎える社会体育施設となっております。300メートルの陸上トラックとして利用可能な多目的グラウンドと、6面利用可能なテニスコートのほか、ブランコ等の遊具が設置されているわんぱく広

場が整備され、町内外の方から利用をいただいております。

先ほど、質問と言いますか、前段のほうにありました利用状況につきましては、多目的グラウンドの年間利用者数は、コロナ前の平成30年度で1万6,122人、コロナウイルスが蔓延しておりました令和2年度におきましては9,145人、令和5年度では1万673人であり、コロナ前と比較しましても、若干は回復しておりますが、以前の状態までには至っておりません。

続きまして、テニスコートにつきましては、平成30年度で1万5,169人、令和2年度で8,365人、令和5年度では9,672人となっており、多目的グラウンドと同様の状況となっておりますが、延べの利用者数としましては、多目的グラウンドの利用者数が多い状況となっております。

また、年間の稼働日数で見えますと、多目的グラウンドの平成30年度は年間258日、令和2年度で236日、令和5年度で254日と、大きくは変化していない状況となっております。

テニスコートにつきましては、平成30年度で298日、令和2年度で261日、令和5年度で294日となっており、コロナ禍前後でも大きな変化はないようですが、多目的グラウンドより稼働日数としては多くなっております。

また、わんぱく広場につきましては、令和2年度に、一部遊具の更新を行い、低年齢用のブランコの設置などの効果により、町内外から多くの利用をいただいておりますが、統計を取っておりませんので、具体的な利用者の状況はお示しできないところでです。

また、議員からご提案がありました多目的グラウンドへの照明の設置やグラウンドの芝生化につきましては、今のところ具体的な計画はありませんが、施設の利用拡大につながる方策の一つとして考えていく必要があると思っております。

ただ、整備及び管理等の費用が高額となることが予想されますことから、周辺自治体の類似施設の状況や、町内の他の体育施設との位置付けなど、利用者からのご意見等もいただきながら、慎重に検討をしていく必要があると思っております。

また、わんぱく広場につきましては、遊具の上部の芝生広場がございますが、過去には各種イベントが開催された場所でございます。町では、先ほどもありましたように、その一角を利用して上水道の配水池の整備が計画されております。現在はまだ計画段階で、今年度設計を行う計画となっておりますので、具体的なところをお示しすることはできませんが、配水池整備に伴い、広場の一部の公園化や、あるいはイベント時には臨時駐車場として利用していましたことから、駐車場の再整備等も検討していく予定としております。

以上のように、カントリーパークにつきましては、社会体育施設としての機能向

上と、配水池整備に伴う魅力ある周辺整備を進め、町内外の利用者だけでなく、新たな移住・定住者等、子育て世代から高齢者まで、あらゆる世代に利用しやすい、魅力ある施設となるよう、今後検討整備を進めていきたいと思っているところでございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） ありがとうございます。

中央北地区の開発ということですね、質問をしておりますが、このカントリーパークも含めてですね、その中央北地区の開発に、私はセットで考えていかなければならないのかなというふうに思ってます。その観点ですね、進めて行ってほしいというふうに思っておるところです。

それでは、最後の質問になります。

有安地区旧工場跡地を中心とした周辺開発の計画ということで、有安地区の旧工場跡地については、先ほど町長から話がありましており、令和4年度から建物の解体工事に入り、現在は更地の状態で放置されておりますが、T SMCの熊本進出を受けて、関連の企業誘致も模索されてこられたと思います。先の全員協議会において、跡地利用については、今後の方向性について説明がありましたが、しかし、具体的なところはまだ見えていないのが現状ではないでしょうか。

人口減少が進む中、町としてどういった方向に進めていったほうがいいのか、跡地だけに限らず、浜戸川を挟んだ国道沿いも含め、広い範囲で考えていかなければならないと思っておりますが、この地区の開発についてのビジョンをお伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） たくさんお答えしたいところですが、時間がございませんので、要約してお答えさせていただきます。

おっしゃいました有安地区旧工場跡地並びにその周辺につきましては、今後、宅地や店舗が建設できるような開発を行っていきたいと考えているところでございます。しかしながら、その初期の過程におきまして、優良な企業、例えば上場しているような企業、そういった企業の進出の申し出等があった場合には、誘致を検討する余地というものは残しておきたいと思っております。議員ご指摘のように、広い範囲での開発を計画していきたいと思っておりますが、用地交渉等もございまして、今後よりよい計画を作成していきたいと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） ありがとうございます。

魅力あるまちづくりをつくることによってですね、定住・移住あたりが大きくつ

ながってくるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

最後に、今年20周年を迎える美里町でございます。それに伴って、今回、瀧下和之さんと緒方由美さんを町ふるさと応援大使に任命されました。大いにPRをしてほしいと思っておりますし、今後、多様な人々が集い、活気あふれる町、全ての人が健康で過ごしやすい町づくりを目指して取り組んでいってほしいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、吉住淳一議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を11時10分とします。

—————○—————

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、6番、坂田竜義議員の一般質問を行います。坂田竜義議員。

○6番（坂田竜義君） 6番、坂田竜義でございます。通告に従いまして、今回4項目質問いたします。

1点は、地域公共交通計画について、2点目が地方創生10年について、3点目は介護保険について、4点目がチャットGPTの、いわゆる生成AIですね、チャットGPTの行政の運用について、4点お尋ねをいたします。

まず、地域公共交通計画についてでございます。

今年度の当初予算におきまして、地域公共交通計画委託料というのが690万円予算化されております。この件について、当然プロポーザル、あるいは従前の活性化協議会との運用はどうなるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） お答えさせていただきます。

1つ目、地域公共交通計画委託料予算についてお尋ねかと思います。

ご指摘のとおり、本年度当初予算に、地域公共交通計画委託料として690万円を計上しております。この委託料は、地域旅客運送サービスの姿を定義するマスタープラン、地域公共交通計画を策定するための基礎調査の経費として計上しているものでございます。

来年度中の計画策定に向け、現在は基礎調査の委託先事業者選定のための公募型

プロポーザルの手続き中であり、6月中には業者が決定する見込みでございます。

2つ目、公共交通活性化協議会の運用ということだと思います。この協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び道路運送法の規定に基づき、平成28年7月に設置したものです。地域の交通事業者や住民代表、九州運輸局等をメンバーに、地域特性や公共交通の現状、将来像などを明らかにし、地域公共交通のあり方を検討する法定協議会ですので、地域公共交通計画の策定に向け、今後も継続的に開催していく予定としております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 2点目の質問ですけれども、平成29年策定の地域公共交通網形成計画につきましては、計画年度が令和4年3月で終了しておりますけれども、今度の計画というのは、全面的な見直しになるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） お答えいたします。

本町では、平成29年4月に地域公共交通網形成計画を策定し、この計画に基づき、それまでの「おもやい号」「おもやいジャンボ」「福祉バス」を見直し、現在の「美里バス」を導入するなど、地域公共交通の整備を進めてまいりました。

議員ご指摘のとおり、この計画の期間は令和4年3月末までとなっておりますが、法改正により、名称が変更された地域公共交通計画の策定は、自治体の努力義務とされております。町としては、新型コロナウイルスが収束し、人の流れが戻ってきたところで、改めて課題も浮き彫りとなってきましたので、今回、地域公共交通をめぐる現状を把握し、新計画を策定することとしているものです。

現計画の策定後、公共交通を取り巻く社会的情勢や住民の皆さんのニーズも大きく変化してきておりますので、今回の計画改定に当たっては、まず、地域の現在の地域公共交通計画を取り巻く課題を再整理し、地域の現状に則した計画となるよう、必要に応じてゼロベースで検討してまいりたいということにしております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） それでは3点目、利用者の低迷、いろいろ先ほど説明がございました。福祉バス、おもやいジャンボ、それぞれ2番議員も何回もですね、以前に聞かれたことがございますけれども。この利用者の低迷とこれまでの費用と総括ですね、これどうなっているか。一応形成計画の中に、4ページにわたりまして、地域特性から見た課題というところで、いろいろ課題と問題点を一応整理してあります。進展する高齢化社会への対応、免許返納者が増えるとか。厳しい地形条件にお

ける移動手段の確保とか、社会条件の変化への対応とかですね。あるいは、全体的には、この町づくりの方向性から見た課題、町民の移動ニーズから見た課題、公共交通の現状から見た課題ということで、詳しく問題点を、平成29年度からいじってるんですね。問題点を指摘してございます。

当然、そんなに状況としてはですね、変わらないのではないかと思いますけれども、この辺りの、これまでの総括と費用、この辺りについてどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在の美里バスは、美里町全地区を網羅した住民の移動手段として導入しております。その際、持続可能性や利用ニーズ、運行費用や路線数、地元交通事業者への経済循環や既存の路線バスへの接続利便性の確保と路線網の維持、そして、町の財政負担など、総合的に勘案し、つくり上げた体系となっております。

導入当初は、年間利用者数が2,000人程度で推移しておりましたが、新型コロナウイルスの影響で利用者が大きく減少してからは、十分に回復しておらず、ここ3年は年間1,300人程度で横ばいとなっております。また、年間の運行費用は、関連経費も含めまして約1,500万円程度かかっており、住民の皆様の利便性向上と併せて、効率的な運営・運行のあり方の面からも、改善が必要であると認識しているところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 一応、熊日新聞にも何度か出ておりますが、甲佐町におきましてもですね、今の町営バスを廃止をして、AIタクシーに切り替えるとか。山都町についても、スクールバスを利用した今、町のバスの状況ですけど、これも廃止すると。こういったことを報道されておりますが、こういった詳しい中身について把握しておられるかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） お答え申し上げます。

甲佐町、山都町の例を把握しているかというご質問であったかと思います。

山都町では、定時・定路線でのスクールバスとの混乗形式を取り入れ運行されていまして山都ふれあいバスが、今年の3月をもって、一般利用者の利用が廃止されたというふうにお聞きしております。代わりに、4月から、一定の区域内であれば、ドア to ドアの移動が可能な予約型の乗り合いタクシーの実証実験が開始されたというふうに聞いております

また、甲佐町では、定時・定路線の町営バスのあり方について、今後ゼロベースで検討が行われるというふうに聞いております。

両町の公共交通の再編、見直しの状況につきましては、引き続き注視しながら、美里町における地域公共交通のあり方を検討したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） それでは、大体甲佐町・山都町の状況についてはわかりましたけれども、A I タクシー・ライドシェアなど、他自治体の取り組みが参考になる例はないか、お尋ねをいたしますが、荒尾の例とかいろいろ、八代市の例とか報道がされております。そういうことで、参考になる、県内だけでなく県外におきましても、そういう参考になるような事例はあるかないか、把握をされておるか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 県内では山都町、荒尾市等におきましてA I デマンド形式で乗り合いタクシーの運行が行われていると伺っております。また、交通空白地における自家用有償旅客運送の取り組みといたしまして、一定の講習を受けた住民ドライバーが運転手となる輸送サービスを、福岡県の東峰村や富山県朝日町等で実施されております。

A I タクシーにおきましては、高齢者の皆様の使い勝手をどう担保するのか、住民ドライバーが運転手となる仕組みにおきましては、人材をどう確保するのかや、安全性をどう担保するのかなど、先進事例の情報収集や課題分析等を行いながら、美里町に合った公共交通網への改善を図るとともに、様々な可能性を検討していきたいと考えております。

また、先日報道でもありましたが、ライドシェアにJ Aや郵便局の人員も使うというような報道もあっております。そういった動きもしっかりと注視していきたいと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 大体わかりましたが、当初予算に計上されております690万円、これ要するに、最初の平成29年の計画のときには当然そういう調査の委託料でありますとか、プロポーザル含めて相当な費用がかかっているというふうに思うところでございます。それで、要するに、その平成29年の地域公共交通網形成計画というのがありますですね。それは、今の時点で数字を置き換えて、ある程度それを活用するというか、応用すればもう少し費用面で抑えられるのではないかと思います。ですから、そこ辺りはぜひ工夫していただきたい。でないと、全部コンサルに丸投げしてですね、費用がもう何千万とかかりますから、そういった点は既存の計画書にも相当お金をかけて、きちっとした計画ができておりますので、

今の、現時点の高齢化率とか数値を置き換えてすれば、ある程度できそうなものだなと思うものだからですね、その辺りはぜひ努力をしていただきたいと、このように思います。

続きまして、地方創生10年ということについて、お尋ねをいたします。

今日、たまたま朝、熊日を見ましたら、そのことが1面と5面に載っております。それで、2014年にまち・ひと・しごと創生法というのが法律ができて、人口減少に歯止めをかける、あるいは東京一極集中を是正すると、こういったことでですね、目標が掲げられまして、国の総合戦略としても、地方における安定した雇用を創出する、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶えると、こういった基本目標が定められまして、創生法がつけられました。それで、2023年の3月に、日本世論調査会というのが、結果が出ております。世論調査の結果が出ておりますが、地方創生について効果はどうだったかということの問いに対して、地方創生は効果がなかったというのが8割だったと。こういうふうな結果が出ておるところでございます。

政府におきまして、これまで一応、今日の新聞で政府報告書というのがですね、出されておまして、中身は詳しく見ておりませんが、政府がどのように、この10年を節目にした総括をしているのか、気になるところでございますが、新聞報道だけ見ますと、いろんなそういうことが出ておるところでございます。

要するに、人口減少に歯止めもかかってないし、東京一極集中に、全然逆に増えてるというような報道もございます。また、政府機関の地方移転についても、ほとんど進んでいない、文化庁の一部を京都に移すとかいろいろあっておりますが、ほとんど動いてない。こういった状況でございます。

2017年に地方自治総合研究所というところが全国市町村にアンケートを取っておりますけれども、国主導の強いコントロールの下で進められており、地域の実態に見合った運用になっていないということが大半の自治体で言われていると。自治体の77.3%が総合戦略をコンサルタントに委託をして、その受注者の5割が都内の業者であるということでございまして、要するに、同じ業者がいくつもの自治体の総合戦略を受け持っているためにですね、金太郎飴のような作風になっている、悪く言えばそういう指摘がっております。

県内においても多くの市町村が現在2期目の総合戦略を進めておられるわけですが、国の交付要件に合う事業ばかり追いかけて、補助金の額を競うのではなくてですね、やっぱり地域の特色に根差した産業や暮らしの場をつくって、維持することに注力すべきだという指摘がされているところでございます。

そういうところで、まず、まち・ひと・しごと総合戦略の到達目標の達成状況、

これはどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

第2期美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、2020年度から2024年度までの5年間を計画期間としており、基幹産業を再生するとともに、安定した雇用を創出する。美里町への新しい人の流れをつくる。結婚・出産・子育ての地に選ばれる環境をつくる。時代に合った地域をつくり、暮らしやすい町をつくる、という4つの基本目標を設定し、施策ごとに業績評価指標（KPI）を設定しております。

KPIの達成状況は、例年、翌年の12月頃にまちづくり審議会にて報告を行っており、現時点では2022年度の達成状況が最新となっております。計画期間を2年残しておりますが、目標達成となった項目が47%、順調な経過となっている項目が35%、困難な状況となっている項目が15%、成果なしが0%、未着手は3%となっており、目標達成と順調な経過を合わせると82%となっております。

一方で、困難な状況となっている項目の多くは、新型コロナウイルスの影響によるものであり、全体としてはおおむね良好な経過であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 一応KPI内部の、第三者機関で評価したものではないからですね、少し高めになつとる部分もありやせんかなと思いますけれども、いずれにしてもそういうきちと総括がされてるというのはわかりました。

それで、今日の新聞の中で書いてありますのは、国のですね、要するに政策、行政事業レビューか、国の評価機関があつて、行政事業レビューというのが22年に出されておまして、自治体に向けた地方創生関連の交付金について、政策効果が不十分だということで指摘がされておりますということで、政策効果が不十分だから抜本的な改善をなさいというふうに指摘をされております。

受ける側からは、先ほど言いますように、地方創生に名を借りてというか、名前が付けばですね、補助金がもらえるみたいなどころも、受ける側としてはありやせんかというふうに思いますし、結局、厳しく言うと、これはバラマキだと言う人もおるくらいで、非常に地方創生ということで、もちろん本町も交付金をかなりもらって仕事してるわけですが、その辺りの事については厳しい評価があつておりますけれども、本町においての効果、地方創生の効果はどうだったのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 第2次安倍内閣におきまして、平成26年、地方創生の理念を定めたまち・ひと・しごと創生法をはじめとする地方創生関連2法が成立をいたしました。

当時、設立されたまち・ひと・しごと創生本部は、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、東京一極集中の歯止め、地域の特性に即した地域課題の解決の3つの視点を基本として、魅力あふれる地方を創生すると発表をいたしております。

議員ご指摘のとおり、本年で地方創生は10年を迎えます。昨日、政府は地方創生10年の成果や課題を検証した報告書の発表をいたしました。

人口増加等をしている所もあり、地方創生の取り組みの成果と言えるものが一定数あるものの、国全体で見たときに、人口減少や東京圏への一極集中など、大きな流れを変えるには至っていないと危機感を示してあるところでございます。

この間、本町におきましては、平成27年に美里町人口ビジョン、美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定、令和2年には第2期の計画を策定し、地域課題解決のための取り組みを実行してまいったところでございます、第1期計画期間のK P Iの達成状況につきましては、先ほど担当課長から説明があったとおりでございます。

また、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した地域づくりや産業連携協議会まちづくり公社を立ち上げるなど、選ばれる町を目指して、地方創生の取り組みを進めてきたところではございますが、国と同様に人口減少問題などの大きな流れを変えるには至っていないと感じているところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） なかなか評価が難しいと思いますけれども。

続きまして、人口戦略会議の指摘をどう捉えているかということについて、お尋ねをいたします。

先ほど、3番議員も若干お尋ねになりまして、かぶるところは避けたいと思いますけれども、令和6年4月27日に人口戦略会議の報道がされました。2050年までにいわゆる消滅自治体が744ということで、消滅可能な自治体ということで、最初、日本創生会議が指摘された自治体よりも若干減ってはおりますけれども、その中で、45自治体の中の4割の18市町村で該当すると、こういうことでございます。10年前におきましては、県内の6割の自治体が該当しておりましたので、若干その消滅可能自治体は減ったというふうに思われますけれども、この人口戦略会議が指摘をいたしました点について、本町としてどう捉えておるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 民間の有識者らで構成される人口戦略会議が本年4月24日に、人口戦略シンポジウムを開催し、全国市区町村の人口動向を分析した報告書を公表したところでございます。ここでは、議員ご指摘のように、人口減少が進み、将来的に持続が困難になる恐れがある消滅可能性自治体に、全体の4割、744市町村が当てはまると試算をされております。この試算は、2020年から2050年までの30年間で、こどもを産む中心世代の20代から30代の女性が半減するという推計を根拠にしたものであり、本町も消滅可能性自治体として公表されているところでございます。

この分析は、消滅可能性自治体という言葉が適切かどうか、疑問は残るところでございますが、国全体が少子化基調であること、この分析を人口問題やまちづくりの対策を行う上で参考にしてほしいというメッセージを国や地方自治体に発したものと認識をしているところです。

とはいえ、この分析は当該自治体の住民の不安をあおるかたちになり、人口減少問題が一自治体の責任であるかのような捉え方をされ、誤解を招く恐れがあるのも事実であると考えております。

大事なことは、このような分析結果に一喜一憂せず、本町の環境に合った定住政策、子育て政策をしっかりと推進していくことが重要であると考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 次に、最少の出生数75万人、これは新聞報道のちょっと時点が違う、令和6年2月27日の厚労省の人口動態統計の速報値ということの、2月時点で75万人というのが出まして、令和6年6月6日の熊日報道によりまして、人口動態統計の概数というのが出されまして、72万7,477人と、若干減った数字が出ております。その中で出生率が1.20ということが出されておまして、未婚・晩婚が8年連続で多くなってるということで、指摘をされております。

また、いろいろ熊日の社説にも詳しく出ておりますけれども、今、町長が言われましたように、単なる自治体ですもんね、どうこうできない問題もかなりあるわけでございます。要するに、児童手当、少子化関連法もできまして、児童手当を大幅に拡充し、保護者の就労要件を問わずに誰もが保育所が利用できる制度の創設とかされました。ただ、問題は、少子化には非婚化・晩婚化、若者の価値観の多様化、複合的な要因が指摘されております。また、非正規雇用が拡大をして、全労働者の4割がですね、非正規雇用と。ということで、経済的な理由で結婚・出産ができないと、こういった理由も大きな理由になっております。

実効性のある対策をするには、子育て世代以外に目を配ってですね、幅広く支援が行き渡るようにすることが必要だと、こういう指摘がされております。

子育て世帯については、かなり手厚くですね、今、本町におきましても手当がされておりますけれども、それ以外の部分についての目配りというのは、なかなか、ただ町でできるようなものは少ないですね。政府がこれはやらなくちゃいけない問題が非常に大きくかぶさってきてると私は思っております。

そういうことで、この出生数をどう捉えているのか、本町におきましても1.4というのが合計特殊出生率はお出しておりましたが、最新の数字はわかりませんが、直近の数字はそういうふうに見ましたけれども、その辺りも含めてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 厚生労働省は、本年2月、令和5年の人口動態統計の速報値を公表し、これ、議員がおっしゃいましたが、国内の出生数が75万8,631人だったという公表をされました。

また、先の6月5日には、同統計の確定値を公表し、出生数が72万7,277人、婚姻件数が47万4,717組だったことを公表をしております。

出生数は、過去最少更新が8年連続、婚姻件数は90年ぶりに50万組を下回ったとされております。婚姻件数は、出生数に影響するため、少子化の進展は今後も続くと考えているところです。この数字は、報道にもありますとおり、国家存亡の危機とも呼べる状況だと認識しているところです。

少子化は、経済的な不安、仕事と子育ての両立など、様々な要因が絡み合っておりますので、自治体任せではなく国策として、あらゆる分野を巻き込み、国の責任において解決していただきたいと考えております。

そのための私たちの地方の声はしっかりと国に伝えていきたいと考えているところでございます。

本町の出生数に目を向けてみますと、平成26年度は52人、10年後の令和5年度、昨年度が30人と、年度ごとに増減はあるものの、減少傾向にあり、少子化は今後も続いていくと推測をいたしております。とはいえ、ただ手をこまねいているだけでは状況は改善しませんので、結婚を望む人への支援、本町の状況に合った定住施策、子育て政策をしっかりと推進していくことが重要であると考えております。なお、直近の出生率は、すみません、今ここでは把握しておりません。よろしくお願いを申し上げます。

一番直近の出生率が1.56となっているようでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） なかなか、国の責任のところ、かなり多いと私も思います。自治体独自で解決できない問題が非常に多いと、このように思います。先ほど申しましたように、全ての労働者の4割が非正規雇用と。低賃金が続きまして、結婚する割合が正職員に比べて非常に低いと。育児や家事は女性に偏り、仕事との両立が進まない、教育に非常にお金がかかる、現状で見ると保育サービス拡充や児童手当など、子育て支援の施策では限りがあるというふうに言われております。

それから、若者が安定した生活を見込める社会を実現するには、雇用の安定、物価高を上回る賃上げ、こういったものが欠かせないと。今はいろいろ、今年の春闘でも大手の企業におきましてはかなりの高率の賃上げがされておりますけれども、ただ、それを上回る物価高騰がされておりますので、賃上げも帳消しになるようなですね、本当に厳しい状況だろうと私は思っております。

そういうことで、あと、子育て支援金についても何か疑問が残ったままですね、法律だけが先行して成立がいたしましたけれども、結局、「実質的な負担はさせませんよ」と言いながら、実質的な増税であると、こういう不信が非常に国民の間でも根強いというところがございます。

いろんな、国に対してもやっぱり町村会6団体等を通じて、きちっとやっぱりものを言っていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

続きまして、介護保険の関係について、お尋ねをいたします。

あ、失礼しました。

最後の、合併20周年の到達目標について、お尋ねをいたします。

これは、合併時に、新町建設計画というのが出されまして、その後基本構想と言うのが出て、今現在、町の振興計画の後期というのが進行中ということでございますが、この合併時からの到達目標ということに関してですね、どのように今、分析しておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 合併20周年の到達目標に関するご質問でございます。

その質問にお答えします前に、先ほどの合計特殊出生率、本町での速報値でございますが、1.56と申し上げました。これは平成24年の数値だそうでございます。それから令和2年が一番近い出生率のデータが出ております。令和2年で1.34と0.22ポイントの減になっているところでございます。訂正をさせていただきます。

合併20周年の到達目標でございます。平成16年の合併の際に、美里町新町建設計画が策定をされております。その中で、安心して暮らせる社会づくり、安定した産業づくり、快適な生活環境基盤づくり、生涯学習社会づくり、開かれた交流社

会づくり、の5項目を新町のまちづくりの柱として掲げてあります。

この計画を基に、新町誕生後20年の期間、合併特例債を活用して、道路、河川、教育、防災等の各分野において、着実に基盤整備を進めてきたところでございます。

なお、新町建設計画では、個別の事業の具体的な内容については、新町政施行後に検討するとされており、その各種施策の目標値は、現在、美里町第2次振興計画後期基本計画の中で定めているところでございます。

直近では、昨年12月に、美里町振興計画審議会を開催し、2022年度の効果検証を行っております。そこでは、全事業のうち、先ほども少し説明がありましたが、約80%が具体的取り組み目標に対して一定の成果があったという結果になっており、約20%が達成できなかったという結果になっておりました。この達成できなかった項目の多くは、各種普及・啓発活動や、説明会の開催など、新型頃ウイルスの影響を受け、事業を進めることができなかったものでございまして、その他の項目に関しましては、ある程度良好に推移しているものと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） わかりました。

続きまして、介護保険についてお尋ねいたします。

私もこの計画策定に携わった者としてですね、なかなか何とかリサーチセンターというのがまいりまして、いろいろ詳しく数値の説明をされますけれども、やっぱり聞く一方ですね、そういうことかなということで、反論もできなければ、なかなか質問もできないというような状況でございましたけれども、いずれにしましても、ここに出しておりますように、今度7,300円ということで、球磨村に続きまして2位ですかね。球磨村が1位だったと思いますね。そういうことで、非常に県下でも介護保険料が高いと、一般的な町民は受け取られております。

そういうことで、何とかこの高位の介護保険料をですね、下げる手立てがないものかと、いろいろ担当課長もお話聞きますと非常にいろいろ知恵を絞られているように一応聞いてはおりますけれども、非常にこの辺りのことについて、町民に対してわかりやすいですね、説明をお願いしたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

本町の介護保険料の基準月額、前期計画令和3年度から令和5年度までの第8期から、200円の減額とはなりましたが、ご紹介にありましてとおり、熊本県内45ある市町村の中で、2番目に高い7,300円となっております。

第1号被保険者の介護保険料は、計画期間における第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数の見込み、介護保険サービス及び地域支援事業に係る費用見込みなどを基に算定されます。介護保険給付の費用は、50%が公費負担、残りの50%が第1号被保険者と第2号被保険者による保険料負担であり、うち第1号被保険者の負担割合は23%とされております。

平成12年の介護保険施行後、現状といたしましては、総人口が減少する一方、後期高齢者は増加し、これに伴い、支援を必要とする方も多く、加えて介護従事者の確保が一層の重要度を増す中、第1号被保険者の保険料は上昇を続けてまいりました。

これらを踏まえて、いかに第1号被保険者の保険料を抑制していくかということになりますが、1つ目は、介護保険サービスの効率化であります。保険者では介護予防サービスを充実させ、介護サービスを提供する側（事業者）では、利用者の重度化を抑制していく工夫が必要であると考えます。

また、関連するところですが、支援を必要とする利用者の適切な認定、適切なケアマネジメント、事業者の適切なサービス提供のための介護給付費適正化を推進してまいります。

2つ目は、介護給付基金の確保になりますが、こちらは恒久的な財源とはなり得ませんので、有効な手立てではありませんが、不測の事態に備えるために確保しておくことは重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 今言われましたように、50%国と地方の配分、負担の割合について、今説明がございました。

2024年から26年の介護保険料については、平均月額で6,190円ということで、前期に比べて50円減ったと、こういう報道でございます。また、なぜ少なくなったかという分析については、余った保険料の基金への積立、それから、介護予防による給付費の抑制、こういったものが言われております。また、高森町、嘉島町辺りなど13町が引き下げたということで、そういう例が示されてございました。

そういうことで、やっぱりいろいろその工夫をすればですね、介護保険料も減るんじゃないか、余った保険料の基金への積立、介護予防に力を入れてですね、要するに、介護になる人を減らせば、理屈ではいいわけですね。ところが簡単に計算じやいかないけないけれども、そういうことでだろうというふうに思います。

そういうことで、2025年問題というのが言われております。団塊の世代が全

員 75 歳以上になるということで、これに 140 兆円かかりますよというのが、試算が出ております。

で、後期高齢者の、いわゆる後期高齢者医療費も上がってまいりますし、介護保険も年金から差っ引かれますし、こういう物価高騰の中です、非常に負担感が増えていると、こういった実態が非常に強いわけございまして、ぜひ何とかいろいろ工夫をしてですね、1 円でも保険料が下がるように、いろいろ工夫をしていただきたいと、このように思います。

それから、今、先ほど言われましたように、当然その政府が報告書で出しておりますように、介護サービス利用料を個人に自己負担をさせる、原則 1 割を 2 割に増やそうじゃないかとかですね、これは今、先送りされております。それから、ケアマネのケアプランの有料化をしようじゃないか、そういうことが言われておりますが、これも今のところされておられませんけれども、後は国庫負担をもう少し増やしてもら、こういった抜本的な対策が必要じゃないかと私は思います。やっぱり、消費税というのが、元々そういう医療・福祉に使いますよということで創生しながら、いつの間にか一般財源になってしまってますね、医療・福祉になかなか回らないということじゃないかなと思いますけれども、今後の利用者の自己負担というのはどうなっていくのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

介護保険サービスの給付対象の自己負担は、所得の状況などにより、利用料の 1 割・2 割・3 割のいずれかになります。

介護保険制度創設時は一律 1 割でありましたが、平成 27 年に一定所得以上の方を 2 割、平成 30 年には、現役並みの所得の方を 3 割として、引き上げがなされてきた経緯があります。

介護保険の今後の利用者の自己負担についてのお尋ねでございますが、国で検討された給付と負担における介護保険の自己負担については、第 9 期では一部の介護老人保健施設などの多床室の利用者負担が、2025 年（令和 7 年）8 月から引き上げられます。

また、利用料の 2 割負担の対象者拡大や、おっしゃいましたケアプランの有料化については、次の制度改革のタイミングとなる 2027 年度（令和 9 年度）の前までに結論を得るとされ、次の第 10 期に向けて、一定所得以上の 2 割負担の判断基準の考え方、金融資産の保有状況等の反映など、総合的かつ多角的な検討が行われるものと認識しております。

利用者の自己負担の見直しは、先ほどのご質問にありましてとおり、介護保険料

にも関係してきますので、引き続き、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（坂田竜義君） 最後の、介護予防をどう強化していくのか、要するに、介護保険料を少しでも減らすためにですね、要介護者の数を減らさないかんというところで、いわゆる健康長寿と言うかですね、健康で長生きされるように、当然サロンとかいろいろされております。そういったところで、この介護予防について、どう強化していくのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

第9期介護保険事業計画の策定に際しましては、悉皆調査による日常生活圏域ニーズ調査により、アンケートを実施しております。

介護予防関連では、ふれあいいきいきサロン、通いの場への参加状況のほか、今後の利用意向などを調査しておりますが、参加者はいずれも10%台と低い水準となっています。

一方、今後利用してみたい、これからも参加し続けたい事業として、介護予防検診、シニア体操教室、健康教室、脳力アップセミナー（いわゆる脳トレでございます）、それと高齢者eスポーツなどとなっており、いずれも現状の利用者よりも多いニーズ結果となっております。

このことから、これらの事業を充実させることに加えまして、利用したくても会場までの交通手段がない方などへの支援を入れていく必要があると感じているところでございます。また、介護予防事業の中には、提供事業者からの提案により、利用者が好きな時間に利用できることとしたことから、利用者の増につながっている事例もあり、このような民間からの提案、アイデアなども取り入れていきたいと考えております。

通いの場のeスポーツでは、大学との連携により、その効果を科学的に評価する取り組みについて、現在、関係課・関係機関で協議しているところでもあります。

なお、孤立化・孤独化などから、必要な支援につながらないため、介護の重度化にならないようにする対策も同時に強化していく必要があると考えております。

前のご質問にありましてとおり、県内でも介護保険料が高いところがございますので、より一層の介護予防の強化と推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） わかりました。

最後の4項目目に入ります。いわゆる生成A I ですね、チャットG P T の行政への運用について、お尋ねをいたします。

チャットG P T というのはですね、このオープンA I という会社が開発した大規模な言語モデルの一種ということで、主な特徴としましては、アメリカの新興企業オープンA I が開発した人工知能A I を用いた対話型のソフトである。質問に対してネット情報などを基に、文章を作成する。文章の要約やプログラミングにも使える。詩や小説の創作もできる。誤情報が含まれる可能性がある、こういったことで、特徴点として指摘をされております。

令和6年の5月17日の新聞報道によりますと、自治体は、非常に試行錯誤が続いておりますということでの報道がされております。文章や画像を簡単に作成し、人間のように質問に答える生成人工知能に、多くの業種に利用する自治体が増えてい、ということでございます。イベントのキャッチコピーとか文章の下書き、こういったことで職員の負担が減らされるという自治体もありますし、ごみ収集の問い合わせ等について、自動システムに活用しようとしたけれども、逆に誤った答えが多くて断念したというところの失敗例、とかいろいろ出されておるわけでございます。

そういうことで、非常に個人的にはこのチャットG P T をですね、利用している人もあるように聞きますけれども、町としてこの現在の活用状況、これはどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

現在、本町では、業務に生成A I の一つであるチャットG P T の活用はいたしておりません。

ただ、この生成A I に関しましては、令和5年11月と12月の2か月間、セキュリティが担保された環境で、数名の職員による実証実験を行ったところでもございます。

実際に、生成A I を使ってみた職員から話を聞いたところ、業務の効率化につながる可能性を感じたということでした。

近年、生成A I を導入している自治体が増加していますが、この生成A I はインターネット上の情報を基に回答を生成するため、回答の妥当性や個人情報の取扱いに関する課題が存在します。

これらの課題を認識しつつ、一部の職員では個人的に無償で利用できるサービスを調べ物などに使用している職員もいると聞いております。

しかし、行政業務に本格的に導入するにはまだ時期尚早であり、全庁的な活用に

は至っていない状況でもございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 横須賀市の例がですね、出ておりまして、導入1か月後に職員アンケートをしましたら、6割の人が利用して、非常に効果があったと答えていると、レセプトのチェックシートの作成とかですね、利用をしているということなんです。問題も幾つも挙げられております。要するに、生成AIというのは、入力情報を入力して回答させるものでありますので、機密情報が漏れるリスクがあるとかですね、いろいろ問題点も多く指摘されておりますので、今後も慎重に対応していただきたいと、このように思っております。

今後の活用計画についてはどうなっているのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

この生成AIは、その活用効果が、先ほど議員おっしゃいましたとおり、使い次第で大きく変わるかと思えます。既に導入している自治体が実際の業務で使用している質問例を基にした生成AIサービスも始まっており、人間の知能に近い判断や予測を行うAIエンジンの情報精度や最新情報の参照能力など、日々進化していると聞いております。

先ほどの質問でもご説明させていただきましたが、生成AI（チャットGPT）の導入により、業務の効率化につながることは実感しておりますので、今後も引き続き導入の検討を行っていく予定でございます。

以上でございます。

○6番（坂田竜義君） 議長、これで終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、坂田竜義議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を午後1時10分といたします。

-----○-----

休憩 午後0時04分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、2番、平野保弘議員の一般質問を行います。平野保弘議員。

○2番（平野保弘君） 2番、平野です。通告に従い、質問をいたします。

本日は、1番目に買い物支援について、2番目につなぐ棚田遺産認定の活用につ

いて、３番目に地域計画（旧人・農地プラン）について質問をいたします。

まずは、買い物支援についてですが、通告書にあります①②③は関連していますので、一括で質問いたします。通告書では分けていますので、それぞれについてお答えいただいても構いません。

前回、３月の定例会でも、この買い物支援について質問をしています。その時点では、移動販売に向けた詰め協議を行っているということでした。その後、４月２６日と５月２７日の２回、移動販売が行われています。私も質問をしました関係もあり、現地に行きまして、買い物をされている様子を拝見させていただきました。その様子は見ているのですが、今回の取り組みにはいろいろな立場の人が携わっています。持続性のあるものにしていくためには、それぞれの立場での意見・感想を把握し続けなくてはいけないというふうに思います。前回に引き続き、質問いたします。

まずは、実績はどうだったのか。また、町としては、その実績をどう評価されていますでしょうか。また、いろいろな立場の方々が携わっておられますので、当然、反省会のようなものが行われていると思います。その内容はどうだったのか。それから、モデル地区での取り組みではありますが、今後継続させていくためには、今回利用していただいている住民の方々の評判や感想、それから要望等は大変重要だと思います。意見や要望を取りまとめておられるのか、取りまとめておられるのであればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

議員のご紹介にもございましたとおり、移動販売による高齢者の方への買い物支援の取り組みにつきましては、去る４月２６日の柏川地区公民館及び夏水地区公民館を皮切りに、５月２７日には夏水地区公民館及び藤木集会所において実施されております。

なお、買い物に来られた方は、４月２６日では１８人、５月２７日では３５人でございました。

取り組みが始まり、実績をどう評価しているかについてでございますが、地域福祉における共助であります支え合い、助け合いの一例として実現されたことを最も評価しているところでございます。

これは、移動販売を行う事業者の方をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会の生活支援コーディネーター、ボランティアの方、買い物支援の開催日を周知していただきました区長の皆様方などのご支援によるものでございます。

次に、関係者の反省会につきましては、第１回目の４月２６日の終了後、生活支

援コーディネーター、民生委員・児童委員、福祉課による反省会、振り返りを行っています。その中では、柏川地区公民館が集落から距離があり、サロンに来れる人、移動手段がある人は来ることができますが、そこまで来れない人がいらっしゃること、夏水地区は、サロンと同じ日に開催できなかったこと、商品に関しましては、よく売れたもの、次に持って行くことで喜ばれるものはどのようなものがあるか、ボランティア支援を当初4名で予定しておりましたが、実施に当たっては2名でも対応できていたなどの意見を含め、課題や反省の振り返りを行っています。

また、議員におかれましては、4月・5月共に現地でもご覧になられ、ご承知のところもあるかと思いますが、ただテーブルに商品を並べるより、テーブルクロスを敷いたり、買い物かごを使用することで、買い物をしているという実体感があるような工夫などは、当日の状況に応じて対応されていたところもございました。

なお、事業者には、本業であります店舗営業もあり、毎回関係者全てを寄せて反省会をすることは負担にもなりますので、生活支援コーディネーターを中心に、協議した内容や、次の開催地区に関することや要望等の情報共有を行い、柔軟に対応していきたいと考えております。

利用者からは、「気軽に買い物をすることができた」との声も聞かれました。これは、広報みさと6月号の23ページにあります社協だよりで、生活支援体制整備事業の事例紹介として掲載されているものです。

利用者の皆さんの受け止めは、個々それぞれであるところですが、聞かれた声として幾つか例を挙げますと、「次はいつあるのだろうか」「丁度ほしい物が買えてよかった」「商品を持ってきてもらってありがたい」、中には「肉や魚類があればいい」とのお声もいただきましたが、おおむね好評いただけるものであったと感じております。

また、今回の買い物支援により、同じ地区内の知り合いの方に会うことができ、世間話とともにお互いを気遣う会話をされている方もあり、買い物以外でも喜ばれている状況もございました。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、担当課長からも説明がありましたとおり、今回のこの取り組みは本当にすばらしい取り組みだと感じております。多くの方々の協力で、たくさんの方々が喜ばれているというふうに思います。改めて、携わっていただいた関係者の皆様に、この場をお借りしまして心から御礼を申し上げたいと思います。

町といたしましては、今後もこの取り組みに寄り添っていきたいと考えております。また、今後は、季節も変わり、販売品の取扱いや管理・保存、そういったもの

も難しくなってくるのが予想されますので、いろいろとご意見やご要望もお聞かせいただきながら、持続可能な方法を探っていければと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 今のお答えの中で、地域福祉における共助という言葉が使われたと思います。それはそれでいいのですが、共助であることも間違いないのですが、私は「共助」というと、自助・共助・公助の「公助」との区別を考えてしまいます。

私は民間からのスタートであります。こうやって役場も一緒になって取り組んでいますし、前回、また今回もですね、町長からしっかりと伴走していきたいということを伺っていますので、共助ではあるかもしれませんが、協働のまちづくりの協働と言えるのではないかと思います。

それから、公民館や集会所等で店出しをして、買い物かごを持って買い物をするというのは、利用者にとりまして、買い物をしている感じがしっかりとあり、喜ばれていたと思います。今回、拝見させていただきまして、改めてそれを感じました。

ただ、柏川地区の話がありました。会場までが遠くて行けないというのでは困ります。今回はサロンに合わせてできましたので、サロンに来られる方はよかったのですが、サロンに来られない方もいらっしゃるのですかね。さらに何か工夫が必要だと思います。

同じような環境の所はほかにもありますので、地域を広げていこうと思えばクリアしなければいけない問題だと思います。

また、利用者の声を幾つか挙げられていますが、私もその場において、好評だというのはわかります。好評ではあるのですが、移動販売に来てもらってありがたいという感謝の気持ちと買い物の楽しさを感じられたというのが、今は前面に出ているような気がします。事前のアンケートにもあるのですが、本来ならば、おかずになるようなもの、特に肉や魚を買いたいという思いもあると思います。先ほどの答弁でも、そういった声が聞かれたということです。

また、パンがよく売れるんですね。弁当やサンドイッチ等も喜ばれると思います。これからの季節、アイス等も欲しがられるでしょうし、ですが衛生上の問題、管理・保存と言われましたけれども、そういった問題で、現状ではできません。

この移動販売の取り組みが持続性のあるものになり、ほかの同じような環境の地区に拡大されていくためには、また、ほかの事業者が参入していくようになるためには、買い物をする利用者と販売を行う事業者がある程度満足いくものにならないといけないと思います。利用者・事業者ファーストで、町には伴走していただきたいと思います。

そういった視点で続け、改善していつてもらいたいのですが、今後の取り組み予定について、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

今後の取り組み予定はどうなっているかのお尋ねでございます。

実施に向けた流れとしましては、4月・5月と実施しておりますが、実施直後から、次の対象地区の候補選定のほか、サロン開催日、開催時間を含め、移動販売の事業者の方のスケジュール、ボランティア支援等関係者の調整を行います。

6月の実施につきましては、藤木地区を6月20日木曜日の午後2時から藤木集会所で、下福良地区を同じく6月20日の木曜日の午後3時から老人憩いの家で計画しているところでございます。

なお、毎回、十分な調整を要しますとともに、事業者の方の善意のもと、関係者のスケジュールを配慮した調整、協働による支援を必要としていますので、今後の取り組みについても、その都度協議・調整を行い、実施ができる可能性を探って、毎回対応していくこととなります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 2日間、4か所ではありますが、動き出すことができました。

利用者からはおおむね好評であったということで、私もそう思います。2回目のときは、熊日からも来ていただいて、非常に熱心に取材をされておりました。

対象地区の選定や、日程の調整等、大変ご苦勞をいただいているとは思いますが、しっかり関係者の声を聞いていただいて、改善につなげていつてもらいたいと思います。前回の答弁の中で、町長も「しっかりと伴走し、よりよいものに」とおっしゃっています。

また、前回の質問時に、美里町過疎地域持続的発展計画の中で、配達支援について書いてあると言いましたが、町の最上位計画であります、美里町第2次振興計画の中でも、くどういようですけれども記載があります。「町内の店舗数も減少する中、食料品や日用品の購入等で不便や苦勞を感じる方たちが増加傾向にあるため、商工会や事業者と連携を図り、移動販売等の取り組みや事業展開に対する支援を促進します。」とあります。しっかりと伴走をしていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

2年前に町内4地区、小崎・白石野・下福良・夏水が農林水産大臣命により、「つなぐ棚田遺産」に認定されました。そのときに、つなぐ棚田遺産の認定を地区のメリットとして活かしていくのか、今後の棚田の保全にどう活かしていくのか、

質問させていただきました。

その時の答弁では、「フットパスの棚田コースとして、都市部の方々と交流促進をする。また、作業体験や棚田米でつくられたおにぎりを食べるといった体験型観光商品を売り出すなど、様々なアイデアを組み合わせる棚田の保全に寄与することができれば。」とおっしゃっています。フットパスコースは4地区ともできました。フットパスを通じて、都市部との交流、そして棚田を見ていただくということではできていると思います。ただ、棚田を見ていただくのにも、棚田が映えると言いますか、今の言い方では「見える」といったほうがよいのかもしれませんが、そういった時期にイベントの実施などやったほうが効果的だと思います。

そのほかには、認定を活かしたような取り組み、活動がこれまで行われてきたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

本町では、令和4年3月に、小崎集落・白石野集落・下福良集落・夏水集落の4集落が「つなぐ棚田遺産」に認定されております。これを受けまして、町では、令和5年5月22日に、美里町指定棚田地域振興協議会を設立しております。

協議会の目的といたしましては、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進及び棚田地域の振興を図ることを目的としております。構成員につきましては、つなぐ棚田遺産に認定された4集落と、株式会社美里まちづくり公社、美里フットパス協会、美里町やすらぎ交流体験施設元気の森かじか、宇城地域振興局農地整備課、役場農業政策課で構成しております。

令和5年度が協議会設立当初のために、活動自体につきましては、予算的にできませんでしたが、本協議会で活用できるような国及び県補助金の探求及びフットパスの開催時期の調整や棚田地域の問題点などの情報などの共有は図られたのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 令和5年度に振興協議会が設立され、問題点などの情報が共有されるようになったということのようですが、2年は経ちましたが、認定時と比べると、具体的な案が考えられる状態まで進んできたのではないかと感じます。

それではですね、今後認定を活かしていくアイデアとか計画は、その振興協議会の中では出てきているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

本年度、令和6年度につきましては、美里町指定棚田地域振興協議会におきまして、県の事業の「未来につなぐふるさとの応援事業」を活用いたしまして、棚田キャンプを実施するために、取り組みを計画しているところでございます。

場所につきましては、白石野の棚田及び下福良の棚田を予定しており、実施時期につきましては、水稻収穫後の10月から11月にかけてキャンプの実施を予定しているところでございます。

対象者につきましては、主に熊本市内の方々のソロキャンパーや核家族キャンパーなどの少人数キャンパー、1人から4人程度でございますけれども、それを想定しております。また、キャンプを体験された方には、棚田で収穫された新米の提供など、棚田ならではの取り組みも予定しているところでございます。

このような活動によりまして、本町の棚田の良好な景観の形成や、伝統文化の継承等、多面的な機能を有する棚田の認知度の向上や、関係人口の創出などを目的として取り組み、その状況により継続実施するかの検証をするとともに、今後の棚田の維持及び振興を図っていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、担当課長のほうから棚田キャンプについての話が出ましたが、将来的には棚田キャンプだけではなくて、例えば田植えや稲刈り、そして草刈り、そういったものを体験できる体験型のツアーをですね、実施をして、その棚田のファンになってもらって、その棚田で取れたお米を買い取ってもらう、また、それは国内だけではなくて、インバウンド向けにもそういうことができないか、そんな仕組みがですね、でき上がっていけば、さらに棚田の価値が上がるのではないかと考えておりますが、とにかく、今説明があった通り、まずは棚田キャンプを試してみようということですので、成功するようにしっかり準備をしていかなければいけないと思います。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 町長の中では、いろいろと将来についてもですね、イメージとかプランがあるようですけども、まずは棚田キャンプを計画されているということです。

ただいまの説明の中で、棚田で収穫された新米の提供とありましたが、これはキャンプで使用する、キャンプで食べるためのお米ということでしょうか。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

キャンプに参加された方につきまして、棚田で取れた棚田米のほうを提供すると

いうかたちで、現在のところ考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） キャンプに来られる方は、米を持って来なくてよいと。その棚田で取れた米を食べていただくということだと思います。それがいいと思います。気に入っていただければ購入していただくとか、ひょっとしたらですね、その棚田で米を栽培してみたいというような、体験してみたいというような人が出てくるかもしれません。

それとですね、今の説明でいただいた取り組みの目的の中で、良好な景観の形成や伝統文化の継承というのはですね、まずキャンプをしに来ていただいただけでは直接達成にはつながらないと思います。まずは、欲張らずにと、来ていただくところからということかもしれませんが、生産者とのふれあいだとか、地元にあまり負担をかけてはいけないと思いますが、何か仕掛けがあったほうがよいのではないかと思います。せっかく棚田に来ていただくのですから、振興協議会のほうでも出ている棚田地域の問題もですね、知ってもらえれば、キャンプの参加者からもよいアイデアが出るかもしれないと思います。

また、棚田キャンプはですね、近くで言いますと、産山村で棚田キャンプがですね、テレビで流れているのを見たことがあります。有名な扇棚田だったと思いますが、それから高千穂でも行われています。天岩戸に近いほうだと思うんですが、そういった先行されている所をですね、参考にしてみてもどうでしょうか。

とにかく、地元の方たちがですね、つなぐ棚田遺産に認定されてよかったと思えることが大事だと思います。そして、協議会の目的が少しでも達成できますように協議会を運営し、町でもサポートをしていただきたいというふうに思います。

では、3番目の質問に移ります。

「地域計画」の策定についてですが、地域計画という言葉だけでは、何の地域計画なのかわかりません。農林水産省から地域計画策定マニュアルというものが出されています。私は、農業委員をしていますので、地域計画という言葉を知っていますし、研修も受けています。が、役場の職員でも、あまり担当以外の方は知らないんじゃないかと思います。農業者・農地所有者の方々も、現時点では「地域計画」という言葉すら聞いたことがないという人がほとんどだと思います。農業政策課の職員は詳しいと思いますが、地域計画について簡単に説明をいたします。

農業者の高齢化や減少、それに伴い遊休農地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなってきています。また、国際情勢の不安定化や気候変動で、食料を取り巻く環境が変化する中、食料安全保障の強化が求められています。輸入に頼り過ぎ

てはいけない。そういったことから、農地を農地として残す必要があります。また、経営のため、生産効率を上げる必要性から、農地の集約化等に向けた取り組みを加速させることが喫緊の課題となっています。これらは農林水産省から見た背景と言えるかもしれませんが、何よりも、これまで地域の皆さんのご努力で守り続けてきた農地を次の世代に着実に引き継いでいかなければなりません。そのために、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する、それがここで言う「地域計画」になると思います。

地域計画では、地域農業の将来のあり方を明確にするため、10年後の耕作者を特定し、地図上に示した目標地図をつくります。そして、この地域計画は令和7年3月までに策定しなければいけません。

以上が、地域計画の説明になります。先ほど申しました「地域計画策定マニュアル」に沿って美里町では進められているのか、進度について、若干不安な部分もありますので、今回質問をすることにいたしました。

策定マニュアルの中に、市町村の役割が書いてあります。その役割というのは、まずは地域での話し合いである協議の場の設置区域や、関係機関の役割の検討、工程表の作成というのがあります。全体のマネジメント、進行管理、調整役を担っています。つまり、関係機関や地域に、地域計画の策定までの工程を示さなければならないと思うのですが、町として、策定に向けての見通し・ビジョンはできているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

地域計画の策定に向けての、町としての見通し・ビジョンはできているのかというご質問でございますが、町としての見通し・ビジョンにつきましては、独自に定めていない状況でございます。

農林水産省が定めております地域計画策定マニュアルに基づきまして、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化することを目的としていくところでございます。

地域計画は、将来の農業のあり方や地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るために、誰がどの農地を利用していくのかを一筆ごとに定めた地図である目標地図を作成する必要があります。

この地域計画、地域農業の将来のあり方と目標地図をつくるのが地域計画でございますけど、この地域計画を作成するために、今年度、集落で農業者に集まっていただき、話し合いを計画しているところでございます。

農繁期を過ぎた7月頃から話し合いを開催する予定としており、現在は、その話

し合いの準備段階といたしまして、各集落の地籍図に農業委員会で把握してる農地の耕作者情報を記載した現況地図を作成しているところでございます。

今年度末までに、地域計画を策定する必要はございますが、けがや病気などで農業ができなくなるなど、突発的な事故も出てくると予想され、集落の未来の状況は日々移り変わり、なかなか予測ができないと思われます。全国農業会議所のホームページにも掲載されておりますが、毎年毎年更新しながら、徐々につくりあげていけばよいとお示しされておりますので、今年度はまず現況地図を確認していただき、地域の農業の将来像について、地域の皆さんで話し合っていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 見通し・ビジョンは定めていないということのようですが、今後、地域での話し合いを開催する予定になっているようです。実は、先週の6月7日の農業委員会のときに、集落話し合いの開催について説明がありました。その時と同じ文書が、農地利用最適化推進委員にも郵送されているようですので、これから集落話し合いの日程の調整に入っていくことだろうと思います。

この地域計画の策定の期間は、令和5年4月からとなっています。ほかの自治体では、昨年からの地域話し合いを行っている所もあります。私たちが受けた研修の中で出た意見ですが、地域計画を立てた所には、負担ゼロで基盤整備を進めてほしいというような、優遇の意見もおっしゃった方がいました。

それは別にしましても、町としては早いうちに工程表を作成し、関係者や農業者や農地所有者に、どういうことをやろうとしているのか説明をし、工程表を示しておくべきだったと思います。そういうふうに思っていたところなんですが、元々地域計画策定マニュアルは非常に難しい内容だと感じていましたが、その後、トーンダウンと言いますか、ちょっと柔らかくなったと言いますか、そうなって、一旦地域計画を策定した後も、ただいま説明がありましたとおり、策定した後、徐々につくり上げていけばいいということになったようです。

ただ、農業委員や農地利用最適化推進委員は、県での策定マニュアルの研修を受けたのでやらなければいけない。やらなければならないことはわかるものの、美里町では具体的にどう進めていくのかわからずに、不安な思いをしている方もいると思います。特に、推進委員さんは研修を受けたままです。より、そうではないかと思います。

次に、策定マニュアルには、関係機関の役割例というものが示されています。その中では、「役割分担は、実際に応じて柔軟に設定しましょう」とあります。また、

「関係機関の役割分担については、関係機関と調整・確認し、明確化しましょう」とあります。美里町での役割分担はできているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

先ほどご説明いたしました地域計画策定マニュアルには、関係機関の役割が記載されており、そこには都道府県、市町村、農業委員会、農地バンク、J A、土地改良区の役割の例が記載されております。

これを受けまして、県内の自治体におきましても、農地集積推進チームを設置し、地域計画策定に向けた役割分担やスケジュールを共有し、集落での話し合いなどを進めているところでございます。

本町におきましては、農業委員会が中心となり、役場農業政策課、宇城地域振興局農業普及・振興課、熊本県農業公社、J A熊本うき東営農センター長、土地改良区事務局を構成員とする推進チームを設置しております。

人事異動等でメンバーは変わる部分もございますが、推進チーム会議を開催し、その中で役割分担や策定までのスケジュールを情報共有しながら、必要に応じて地域での話し合いに参加し、地域の将来の農業のあり方を地域でしっかりと考えてもらえるような支援体制を整えていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） ただいまのお答えの中で、「推進チームを設置し、推進チーム会議の中で役割分担、スケジュールを共有し」とおっしゃったと思いますが、ということは、そこで決定していくということなののでしょうか。それとも、策定マニュアルの中にある役割例のとおりなののでしょうか。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

マニュアルのとおりですね、一応策定のほうは進めていきたいというふうに思っておりますけれども、推進チームのほうでもですね、情報を共有しながら、その場面場面に合ったところでですね、推進チームは推進チームで情報を共有させながら、地域の方々がうまく話し合いに加わっていただけるような体制づくり、支援づくりのほうを推進チームとしては取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） どちらにしてもですね、役割分担が明確になればよいのですが、それとですね、役割分担の肝になると思うんですが、推進チームについて、「農業

委員会が中心となり」とおっしゃったと思います。目標地図をつくるのはですね、農業委員会が中心でよいと思うのですが、地域計画策定を進めるのは、あくまでも町が中心になるべきだと思います。そこはですね、策定マニュアルからもそう感じるんですが、今後検討していただきたいというふうに思います。

次に行きますが、先ほど、「毎年更新しながら徐々につくり上げていけばよい」とおっしゃいましたが、策定後、来年度以降の予定について、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

地域計画策定後、令和7年度以降の予定につきましては、地域計画策定マニュアルによりますと、「地域計画を実現するために実行・随時更新（年に1回以上進捗管理）」というふうに記載されており、具体的な例につきましては、記載されていない状況でございます。

理想としましては、農業者の方々に積極的に集まっていただき、集落での話し合いを毎年実施して、計画と地図に反映させていく方法がよい方法と考えておりますが、集落での話し合いが難しい場合などには、何らかの方法で農業者の意向を確認及び収集し、計画や地図に反映させ、その時点での最新の計画と地図を更新していくことが重要と考えております。

地域計画の策定は、地域の農業の維持・発展していくためのスタート地点であり、翌年度以降も地域の声を計画と地図に反映させていけるような検討をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 今のお答えでは、今回の地域計画の策定はスタート地点であり、毎年地域で確認をして、地域の意見を反映させて、更新し続けていくということだと思います。年々状況は変わってきますので、私も最新の状況に合わせて更新していかなければいけないと思います。

今の国会の中で、農政の憲法と呼ばれる「改正食料農業農村基本法」が成立いたしました。基本法の改正に伴いまして、農振法、農地法、基盤法の3法も改正になります。地域計画に係る法律の改正が遅れたことにより、様子見のようになったのも仕方ないかとも思います。ほかの市町村でも同様のようですし、先ほど申し上げました、地域での話し合いを行っている所も、地域計画の案の公衆の縦覧に供する公告はまだのようです。そういった事情もあるとは思いますが、地域での遊休農地の拡大、農業者の減少や高齢化は待ったなしの状況であります。

この地域計画がきれいごとでまとめられるのではなくて、現状を直視し、現状か

ら一歩でも進める泥臭い地域での話し合いが進められますことを期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、平野保弘議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日は、これで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

明日１２日水曜日は、午前１０時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後２時１０分

第 3 号

6 月 1 2 日（水）

令和6年第2回美里町議会定例会会議録（第3号）

令和6年6月12日（水）

午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番

(1) 4番 隈 部 寛 議 員

(2) 7番 濱 田 憲 治 議 員

2. 出席議員（10名）

1番 村 崎 公 一 君

2番 平 野 保 弘 君

3番 吉 住 淳 一 君

4番 隈 部 寛 君

5番 高 田 美千子 君

6番 坂 田 竜 義 君

7番 濱 田 憲 治 君

8番 福 田 秀 憲 君

9番 今 田 政 行 君

10番 上 田 孝 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	吉 住 慎 二 君
教 育 長	宮 寄 幸 仁 君	総 務 課 長	坂 村 浩 君
美しい里創生課長	澤 山 誠 君	税 務 課 長	松 永 栄 作 君
住民生活課長	宮 崎 博 文 君	福 祉 課 長	谷 口 信 也 君
健康保険課長	中 川 利 加 君	農 業 政 策 課 長	西 寺 清 君
森づくり推進課長	安 達 浩 一 君	建 設 課 長	富 永 英 司 君
上下水道課長	酒 井 博 文 君	会 計 課 長	島 田 昌 臣 君
学校教育課長	中 川 幸 生 君	社 会 教 育 課 長	長 井 一 浩 君
こども応援課長	隈 部 尚 美 君		

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長 立 道 誠 君 書 記 野 田 ま や 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

一般質問の広報掲載のため、広報担当者、福田主査の議場内での写真撮影を許可します。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（上田 孝君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

4番、隈部寛議員の一般質問を行います。隈部寛議員。

○4番（隈部 寛君） おはようございます。4番、隈部です。通告に従い、質問いたします。

今日の質問事項といたしまして、道の駅美里「佐俣の湯」について、公民館西分館（旧西小学校跡地）についての2項目を質問いたします。

なお、1の質問事項の道の駅美里佐俣の湯につきましては、①と②は一括質問させていただきます。

では、まず、道の駅美里佐俣の湯について、聞きます。

佐俣の湯は現在、開業から26年目になり、入館者も延べ526万人と、県内外から数多くの方々に来ていただいております。知名度も高く、町の代表的な場所になっております。私の体験ですけど、イベントなどで町外に出たとき、「美里町とはどこですか」とか尋ねられます。そこで、「佐俣の湯、石橋、石段」と言いますと、「あそこですね」と認識していただき、「佐俣の湯に行ったことがありますよ」という会話がよくあります。この際に、佐俣の湯は美里の強み、顔になっている所と私は思います。

その反面、築26年目になり、建物及び設備等の老化の問題が発生すると思われます。佐俣の湯が設備等の不具合で営業がストップしたことは過去3回ありましたが、30年近くになりますとますます何が起こってくるかわかりません。実際に、佐俣の湯の社員の方や設備工事業者や温泉施設の方から、蒸気にさらされた建物の劣化が進んでいるとお話をお伺いしました。佐俣の湯の営業が止まらないようにお願いしたいと思います。

このたび、町といたしましては、佐俣の湯総合交流ターミナル、農産物加工施設の建物を、令和5年度に設備調査されたと聞き及んでおります。

①の設備調査の結果と、②の改修費用の内容と内訳を総合的に関係がありますので、一括質問いたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

令和５年度、昨年度でございますが、道の駅美里佐俣の湯の施設につきまして、総合交流ターミナル、農産物加工施設調査及び計画策定業務委託を実施したところでございます。

業務委託の目的としましては、総合交流ターミナルについては、平成１０年１０月に竣工して、現在築２５年経過し、劣化状況に応じ、建物及び設備の改修や修繕を行ってございましたが、老朽化してきた施設も多く、今後計画的な改修が必要と考えまして、建築物及び建築設備の各部の劣化診断を行い、その結果に基づき、改修を要するもの、あるいは、改修が予見される箇所につきまして、その概算工事費を算出し、施設全体の保全計画案を策定することを目的といたしまして、実施したところでございます。

調査の対象施設としましては、総合交流ターミナル、農産物加工施設、屋外調理場、屋外トイレ、ロッジ１・ロッジ２・ロッジ３、集合棟の８施設を対象に実施しまして、健全度判定、劣化診断でございますが、それにつきましては、施設の各部ごとに評価基準に基づき、ランクを４ランク、Ａランク・Ｂランク・Ｃランク・Ｄランクに区分したところでございます。

ランクの区分内容につきましては、Ａランクが全体的に健全である。Ｂランクが全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。Ｃランクが全体的に劣化が進行している。Ｄランクが全体的に顕著に劣化である。と区分し、劣化による支障が生じている場合又は生じることが予想される部分について、今後２０年間に必要な概算工事費を算出し、保全計画を作成したところでございます。

調査結果としましては、調査対象施設８施設におきまして、全てにおきまして改修工事が必要という結果でございました。

また、改修費用の内容と内訳につきましては、８施設につきまして、各施設ごとに工事種別を３つに区分して概算工事費を算出しております。

まず１つ目が建築工事費、２つ目が電気設備工事、３つ目が機械設備工事でございます。総概算工事費につきましては、約７億８,５００万円程度の工事見込額となりまして、その内訳としまして、建築工事費が約１億９,３００万円程度、電気設備工事につきましてが約２億１,６００万円程度、機械設備工事費につきましてが約３億７,６００万円程度となっております。

なお、今回、業務委託により、算出いたしました工事費につきましては、あくまでも概算工事費のため、本格的に改修工事を行う場合につきましては、詳細な設計業務委託が必要となります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） ありがとうございます。

設備費用調査の結果と改修費用の内容と内訳を聞きましたが、やはり傷んでる所がかなりあり、工事費用が見込まれるわけとなるわけでございます。美里町にはかなりの負担がかかると思われます。将来的には、この改修費用は必要になってくると思われます。他の温泉施設、御船町の観音の湯、不知火の温泉施設など、コロナ禍ではありましたが、一番の要因として、施設の老朽化、特に水回りの多額の設備投資などで営業を断念されたところであります。

美里町もこれを見越して、できるだけ佐俣の湯の営業が止まらないように、計画的に運用していただきたく、運用と言いますと、悪い所を逸早く見つけ、営業が止まらないようにと思います。

そこで、③の、長期的に、その費用というのは多額になりますので、前もって積み立てる、そしてその対応をしていくという考え方がありますですけど、そういう考えはないのかの質問になります。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 将来的な改修に向けて長期的な費用を積み立てる考えはないのかといったご質問でございます。

現在、町では、美里町公共施設整備基金を設置しております。この基金は、美里町の公共施設の整備に関する経費の財源に充てるために設置している基金でありますので、この基金を活用し、改修等の事業を進めていきたいと考えているところでございます。

また、国・県の補助事業を活用できないかということも、併せて模索している状況でございます。

道の駅美里佐俣の湯は、多くの方々にお越しいただいております。正に、町の観光施設の中心であり、地域コミュニティの拠点施設であると考えているところです。今回の施設の調査及び計画策定業務委託の結果を受け、まずは健全度判定、先ほども説明がありましたが、劣化診断のC・DランクがA・Bランクに改善されるよう、重要度及び緊急度を考慮し、範囲を絞って改修工事を実施していきたいと思っております。また、改修工事を行う際は、佐俣の湯の営業になるべく支障を来さないよう配慮する必要もございます。

以上のことから、改修時期や予算、あるいは財源、そういったものも含めまして、今後関係各所と連携し、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） ありがとうございます。

全国的に温泉施設では、故障等で休館になった場合、施設の運用年数が長いほど、年間の休館の割合が多くなるというデータがあります。佐俣の湯も、過去3回休館になりました。長い休館では、平成23年度9月にボイラーの故障で1か月間の休館に追い込まれた次第でございます。

こういったことから、故障で休館になっても、速やかな対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、④に移りますですけど、この入館者が多い佐俣の湯ですけど、現在、美里町では人口減少が進んでおり、町としてもいろいろな支援策など検討されて実行されている中ではありますが、昨年、産業厚生会のメンバーで岡山県の奈義町に視察研修に行った際に、奈義町では大幅に予算が付けられておりました。二重三重のアイデアで、少子化対策がとても充実しておりました次第だったです。

本題からずれましたが、何をするかということ、町外からの来館者が多いこの佐俣の湯で、美里独自のPR、積極的に行うことはいかがでしょうか。また、モニターを使ったPR、動画などの方法もあります。美里では、行政のほうからホームページもいろいろ立ち上げられておられますが、来館者の皆様に、美里町の魅力をもっとよく知ってもらふ工夫も必要だと私は考えます。来館者の方に積極的にPRすることで、移住を考える際に、少しでも美里のことを思い出していただき、移住・定住の促進につながれば幸いです。

そこで、お尋ねします。美里町のいろいろな支援策、生活支援、こども支援、有安地区旧工場跡地利用、空き家バンク等のことを、来館者の多い道の駅に美里町佐俣の湯にもっと情報を掲示する考えはないのかの質問になります。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員ご指摘のように、美里町で最も集客能力が高いのが佐俣の湯でございます。町内はもとより、町外からの来客も相当数いらっしゃいます。

なお、令和5年度の来館者数は、約17万7,500人となっております。これだけの多くの方々に、美里町の良さや現状の取り組み、そういったものをPRできることは、非常に有意義であると考えます。

今後、DX関係の補助等活用できないか、あるいはどのようなやり方が効果的か、そういったものを前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） ありがとうございます。

現在、佐俣の湯の社長になられた町長が言われましたので、安心いたしました。ありがとうございます。

佐侯の湯には、1か月で約1万5,000人から1万8,000人の方が来ていただいております。情報発信は大事なところと思います。あらゆる手段でのPRをお願いしたいと思います。

今回お聞きしたのは、将来的見通しで、佐侯の湯が休館にならないように、維持・管理の必要性を感じたためであります。休館になれば、まず収益が上ってこない、長期になればかなりの損失になり、またお客様にも迷惑をかけますし、現在の佐侯の湯では、スタッフ正社員6名、パートの方28名で運営されておられます。その方々にも影響が出ないとも限りません。皆様の企業努力のおかげで、今日までの大勢のお客様に来ていただいたと思います。また、前社長の考えと、行政側の考えで、コロナ禍においては、雇用調整助成金やキャリアアップ助成金など、スタッフに配慮されたと聞き及んでおります。美里町の顔、力のある場所ですので、行政からの配慮とお願いと、私たちの応援も申し上げる次第でございますので、今後、高額な掛かる費用も何とかお願いしたいと思います。それは、単発的に全部を直さにとんというのではなくて、やっぱり箇所箇所で対応していただきたいと思いたす。よろしくお願ひします。

続きまして、2の公民館西分館（旧西小学校跡地）についての質問をいたします。

この小学校跡地の周辺は、緑豊かな白石野、小市野、原田、津留、木早川内の部落があり、小学校統合前は生徒数も多くいたと聞き及んでおります。行政側では、旧西小学校跡地には休館になったとお聞きしましたが、その経緯はどうなっているかの質問になります。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

公民館西分館につきましては、議員がおっしゃられましたように、2町合併前の平成11年4月、旧中央小学校の校舎を活用しまして、中央地区の4つの小学校を統合し、新たに中央小学校として開校されたことにより、公民館分館として位置付けられました。その後、東分館につきましては平成12年4月に、「福祉保健センター湯の香苑」に、南分館につきましては平成16年4月に、「やすらぎ交流体験施設元気の森かじか」に用途変更がされ、西分館のみ公民館分館として利用され、現在に至っております。

その後、各設備の点検を毎年専門業者へ委託しておりましたが、今年2月の消防設備点検報告におきまして、自動火災報知設備及び誘導灯の故障の報告を受けました。設備改修に関して、財政部局と検討を行い、近年の西分館の利用状況や施設の老朽化、さらには安全面等を考慮し、設備の改修については、その時点では据え置くこととなりました。

そして、消防法の規定により、5月1日から当面休館することとし、宇城広域連合北消防署美里分署へ休館の報告を行ったところです。

なお、休館に当たっては、その前、4月24日に白石野公民館におきまして、旧西小学校校区の嘱託員の皆様に状況を説明し、了承を得て、町ホームページ等により周知を行ったところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） 経緯はわかりました。小学校の建物が古いのと、設備関係が作動しなく安全面にも支障が出るということですね。これはやっぱり老朽化が一番の要因だと思われます。

②では、この旧小学校跡地の管理は、白石野地区が委託されて、維持・管理をいただいております。ただ、白石野地区の方々が高齢化で、前は6つの班に分かれてしておられました。今現在は3つの班で維持管理のほうをしておられます。

こういったことで、高齢化が進んで、人口減少もしている中で、維持管理が大変、労働がきついというお話も地元の人から聞き及んでおります。

これを今後はどう考えて、行政のほうはおられるのかという質問になりますけど、まだ当面は、白石野地区はもうちょっと元気だぞというお声はいただきました。ただ、将来的にはちょっと無理かなということでもあります。この質問になります。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

現在、西分館の管理といたしましては、建物及びトイレの清掃や巡回点検を、先ほど議員おっしゃられましたように、地元の白石野区へ委託をしております。また別に、周辺の除草を地域内の任意団体へ年2回お願いしているところです。

休館にはなっておりますが、建物の最低限の維持のため、当面はこれまで同様の管理を行うよう考えておりますが、議員ご指摘のように、地域では高齢化が進んでおり、継続した管理が困難な場合には、周辺の他の管理可能な団体等を模索する必要があると思っているところでございます。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） わかりました。ありがとうございます。

では、この西小学校跡地ですけど、この地元では西分館の他の用途への利活用を、とにかく期待されているところであります。現在は休館扱いになっておりますが、このまま休館扱いのままで行くのか、何か活用方法を考える必要性もあると思われます。旧西小学校跡地に何か来れば、地元の活性化、活力となるわけでございます

ので、現在、東分館、先ほど教育長がおっしゃられたとおり、東分館は保健福祉センター、南分館は社会教育施設、この西分館、西小学校跡地だけが何もない、ずっと続くわけでございます、長く続いております。

これを地元の人たちが、やはり何か利活用ができないかと、そういう期待を持っております。ただ、はっきり言いますと、先ほどもそういうふうに老朽化が進んで、大変な維持管理も大変なところですので、そういう建物が悪いところで利活用ができるという、とも少し考えますですけど、将来的にはこの西小学校を何かに考えておられますのか、行政側からの考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

現在、西分館は社会教育法の規定に基づき、町公民館条例により設置されておりますが、平成11年の小学校閉校以来、行政及び地域において、施設の有効的な利活用ができないか、検討がなされてきたものと思っております。その間、公の施設としての計画はなく、外部の方から他の用途への一部利用の相談があったと聞いております。

例えば、農産物の加工であったり、お弁当等の製造の話も出ております。ただ、その実現には至っていないのが現状でございます。

令和4年3月に改訂されました公共施設マネジメント計画におきましては、当該施設はD分類に位置付けられており、建物・機能・利用・運営状況共に低く、廃止も含めて今後の方向性を検討する施設として位置付けられているところです。

ただ、このような状況ではございますが、引き続き効果的な利用を検討しながら、他の用途を含め、外部からの利活用の相談があれば、適宜検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） わかりました。

一番の、先ほども言いましたとおり、要因は、建物が古い、これが先に進まないという原因だと思います。

私も現場を見に行きました。鉄筋がむき出しになり、鉄筋がさびが入り、コンクリートが割れてる状態だったです。それともう一つ心配があります。上り坂、雑木が大変大きくなって、枝が落ちれば下は民家の屋根がございまして。そういうところにちょっと危ない要素が。これにはちょっと載せとりませんですけど、そういう状態であります。危険性もありますので、建物機能利用運営状態のランクが低いということで、今のところそのままの状態の利活用は難しいということですが、外部か

らの、教育長のお話で、利用があれば前に進むと思います。

行政側からの、何かつくるというアプローチをお願いしたいと思います。この地区、旧西小学校跡地により、活気が出るような政策をしっかりと審議していただき、何らかの利活用をお願いしたいと思います。これが地元の皆様の要望でございます。よろしくをお願いしたいと思います。

これで、私の質問を終了させていただきます。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、隈部寛議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を１０時４５分といたします。

-----○-----

休憩 午前１０時２８分

再開 午前１０時４５分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、７番、濱田憲治議員の一般質問を行います。濱田憲治議員。

○７番（濱田憲治君） 通告しておりました３項目について、お尋ねをしてみたいと思います。

今回は、町長選挙について、２つ目に台湾との今後の事業展開について、３番目に空き家対策について、お尋ねをしてみたいです。

はじめに、１１月に行われます町長選挙において、上田町長は再出馬されるのか、お尋ねをしてみたいです。

町選挙管理委員会では、町長選挙を１１月１２日告示、１７日開票日と決定をされております。

今年は合併２０周年目の節目の年であります。合併当初の住民は、１万２、８４９人でした。令和６年５月末時点では８、７３４人と、４、１１５名の減少でございます。最近の報道では、消滅自治体とされて発表があり、将来の美里町は大丈夫であるのだろうかとの多くの町民の方が心配をされていると思っております。熊本市内へは５０分程度で通勤できる地域でありながら、高齢化率も直近の発表では、県内ワースト３番目で、４９．７％となっております。

子どもの出生数は、令和元年度から令和５年度までの５年間で、１４５名と少ない現状でございます。若い世代の家族が住む所がない、また自然減と、結婚を機に他の自治体へ転出される若い夫婦もおられるのではないのでしょうか。少子高齢化が非常に進んでいる現状でございます。

このように、人口減少が町での重要課題として、町長は未来への投資として、中

央北地区水道事業を開始されております。水道整備事業は10年間の期間で計画をされておりましたが、TSMC関連企業も今後さらに熊本へ進出をされ、県央地区である宇城地域にもその波及効果も期待されることから、工期期間を6年間に短縮をされております。給水開始は、予定どおりの令和9年度になりますが、継続できる町となるように、事業の選択と資金の集中を決断をされております。

また、熊本地震とその後の豪雨災害からの復旧・復興、新型コロナウイルス感染症対策等、厳しい状況乗り越え、水道事業の選択をし、次のステップとして、選ばれる町「美里町」であるように、展開を描いておられることだと思います。

次期町長選、選挙への出馬の予定はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） これまでの3期12年間を振り返ってみますと、実に様々なことがありました。中でも、熊本地震とその後の豪雨災害からの復旧・復興、新型コロナウイルスの感染拡大による様々な規制の中での町政運営。この2つの災害対応には大変苦勞をしたところでございます。

しかし、何とかそれらの災害を乗り越えることができたのも、議会の皆さん、職員の皆さん、そして町民の皆さんのご理解とご協力があったからこそだと、この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。

また、この12年間、決して派手ではありませんでしたが、次のステップに向けて堅実な町政運営に努めてきたと考えております。特に力を入れたのが、子育て政策や、住民の皆さんの生活に直結する政策です。

特に、子育て政策では、不妊治療の助成や出産・子育て応援給付金への町独自での上乗せ給付、保育料の無償化や、出生祝い金も実施しているところでございます。また、小・中学生の給食費は半額補助を行っており、中学校では公営塾も開催しております。なお、18歳までの医療費の無償化と窓口払いの撤廃につきましては、県内でも早い段階にスタートすることができたというふうに感じているところでございます。

また、今年度はこども応援課を設立し、こども家庭センターを設置しました。今後はさらに出産から子育てに関する政策を充実させ、若い世代の方々に選ばれる、若い世代の方々に残ってもらえる美里町を創造していく必要があると考えております。そのためにも、まずは、美里町の地理的特性や自然的要素を生かし、通勤・通学に便利な地域への定住促進や、緑豊かな自然に囲まれた地域への移住や、交流人口の創出を図るための魅力度アップに努め、より多くの方々に美里町を知っていたけるようなPR活動も併せて、さらに活発化させる必要があると考えます。

美里町は、議員も先ほどおっしゃいましたが、消滅可能性自治体に入っていると報道されました。消滅することはないにしても、これから数年の舵取りを間違えると、危機的状況になりかねないと考えております。

半導体産業の進出で沸く県北ではありますが、いずれこの県央にも光が当たる日がやってくると信じていますし、そのときに何の準備もできていないのでは対処のしようもありません。

以上のことから、美里町の可能性をさらに伸ばし、その可能性を形にするために、引き続き、美里町の町政運営に携わっていきたいと考えているところでございます。

今ある課題を少しずつでも解消し、攻めの町政運営を行っていきたいと思っておりますので、引き続き、ご指導・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 美里町の可能性をさらに伸ばし、攻める姿勢で取り組みたい。その可能性を形にするため、引き続き町政運営に携わっていききたいとの答弁でございました。可能性を形に、次のステップに移るため、選挙戦では多くの町民の意見を聞かれ、再び町政運営を託される立場に就いてほしいと願っております。どうぞ、よろしくお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。

台湾との今後の事業展開について、お尋ねをいたします。台湾のT S M Cが熊本に進出されたことで、県内の各自治体が台湾からの来日客を期待する中、宇城地域である宇土市・宇城市・美里町の首長や議員ら39名が台湾の台南市を訪問し、観光や経済面での交流が3月にございました。

美里町からも、町長・教育長・議員・役場職員、総勢8名での訪問でございました。目的は、宇土市にルーツを持つ湯徳章氏を縁に台南市との国際交流を図るため、命日に合わせて開催される「正義と勇気の記念日」の式典に参加するなど、台南市との友好交流促進に向けた相互の意思確認、共通理解でございました。

私も同行し、宇土市に縁がある湯徳章氏の正義と勇気の記念日の式典をはじめ、台南市政府の表敬訪問や、台南市商業會理事との交流会、桃園市図書館、T S U T A Y A桃園店を視察してきました。

今回の訪問は、宇土市が主導され、宇城市・美里町・宇城振興局に声がかかり、実現した訪問であります。今後、台南市との交流促進の考え方と台湾からのインバウンドの増加を促す取り組みや、熊本のT S M Cの従業員の方やその家族に向けた方々が来町してもらえような取り組みを考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本年３月１２日から１４日の３日間、宇土市・宇城市・美里町の３市町及び宇城地域振興局合同により、台南市公式訪問を実施してまいりました。

今回の訪問につきましては、宇土市にルーツがあり、台南市で英雄とされる湯徳章氏を縁に国際交流を図ったところでございます。

台南市では、湯徳章氏の命日に当たる３月１３日に開催された「正義と勇気の記念日」の式典に参加をし、その後、台南市政府に表敬訪問を行い、友好交流促進に向けた相互の意思確認・共通理解を図ったところです。

また、日本の商工会に当たる台南市商業會や日本旅行業協会に当たる台南市旅行商業同業公会との意見交換会を行い、物産展の開催や企業誘致、台南市からのインバウンドを目的とした意見交換も行ったところです。

なお、今後の取り組みについてですが、台南市は人口約１９０万人です。熊本県より大きな台南市と美里町が単独で交流していくことはハードルが高いと感じております。それよりも３市町合同かつ振興局も巻き込んだの取り組みが有効的であると考えているところです。

今後進めたい具体的な取り組みとして、１点目が宇城地区全体を視野に入れた、台南市を含む台湾からのインバウンドです。宇城地域全体を考えてみますと、海から山までとても変化に富んだ地域です。その地域ごとで食にも特徴があり、海の物から山の物までお土産も様々です。

また、本町では宿泊施設は少ないものの、日本一の石段やフォレストアドベンチャー美里、フットパスなどの体験型の観光資源を生かした誘客を図れるものと考えております。

２点目が１１月に開催されます「旅行博（大台南国際旅展２０２４）」に、宇土・宇城・美里を中心に構成する宇城地域観光推進協議会として、観光ＰＲの出展ができればと考えております。

先日の宇城地域観光推進協議会の総会でも、その旅行博で１ブースを借り受け、宇城地域の観光ＰＲができないかなどの案が出されたところでございます。

本町といたしましても、この機会を生かし、台湾との交流人口を増やしていければと考えております。

台湾は、とても親日な方々が多いと感じております。菊陽町にはＴＳＭＣも進出してきております。

これから先、さらに熊本県と台湾の交流は発展していくものと考えていますが、台湾の総領事とお話をすると、「日本には中華街はあるけれども、台湾街はない」と嘆かれることもありますし、台湾で使われております「繁体字でのメニュー等も

あまりない」というふうに言われます。

つまり、まだまだ日本、そして熊本、そして宇城地域では台湾のお客をおもてなす準備が整っていないのではないかと感じているところです。

今後、インバウンドをはじめ、県内外に住まれる台湾の方々を誘客するためには、少しずつでも台湾文化に触れ、理解していくことも必要ではないかというふうに思います。

なお、美里町をより多くの台湾の方々に知っていただけるよう、町のホームページにも繁体字対応の翻訳を取り入れております。また、繁体字版の観光PR冊子も作成し、3月に台南市を訪問した際には関係者の方々にも配布をいたしたところです。

今後も、SNS等を駆使して、宇城地域の魅力を発信し、美里町がインバウンドでにぎわうような将来像を目指し、努力してまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 答弁で、宇土市・宇城市と連携したかたちで進めたいと、体験型の観光資源を活かし、インバウンドの誘客を図ると。また、11月に開催される予定の「大台南旅展2024」への観光PRの出展、町のホームページでも繁体字対応の翻訳を取り入れていることや、繁体字版の観光PR冊子も作成をされております。

まずは、体験型のプランニングを考え、熊本に在住の台湾の方に宇城地域に来ていただき、SNS等を通じて、台湾全土への宇城地域の周知を図ることから始めるべきではないでしょうか。

ぜひとも、今年から始まった台湾、台南市との交流を少しずつでも進めてもらいたいと願っております。

次に、3番目の空き家対策について、質問をいたします。通告では、1から5と書いておりましたが、空き家バンクの質問が関連しますので、3と4を入れ替えての質問といたします。ご了承いただきたいと思います。

日本では、核家族化が進む中、各地で空き家が多くなっております。空き家で家の倒壊や火災の原因、害虫や雑草の繁殖、ごみの不法投棄など、多くのトラブルの原因にもなっております。美里町においても、多くの空き家が見られる現状でございます。

昨日、3番議員も同様な内容で質問をされておりますけれども、直近の空き家の数と現在の空き家バンクの登録の現状をお尋ねをまずいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

空き家の件数と空き家バンクの登録状況というご質問であったかと思います。

本町における空き家の件数について、平成30年の調査によりますと、総数で523件、そのうち利用可能な物件が68件、要改修の物件が216件、利用不可の物件が166件、倉庫等の居住外物件が73件となっております。

また、空き家バンクの登録数でございます。現時点で、家屋が6件、宅地が3件の計9件となっております。

なお、空き家の件数については、令和4年度に地域おこし協力隊による簡易調査も行っておりますが、今年度改めて、実態を把握するための現況調査の実施を予定しております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 古いデータではございますけども、空き家の数が523戸ということで、利用可能な物件が68件という中で、空き家バンクの登録が、家屋が6件、宅地が3件と、9件という報告でありました。

非常に少ない登録件数であると思っております。今年度改めて空き家の実態調査を実施されるという予定で発言がありました。調査された内容をデータ化し、継続的な管理が望ましいと思っております。今年度改めて実態調査をされる計画であります。調査の内容、時期、誰が調査されるのか、具体的な計画があるのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） 空き家調査につきまして、具体的な計画はあるのかというご質問でございます。

この件につきましては、今、まさにこの計画を立てているというところございまして、具体的な時期、内容、やり方、これからというところでございます。また、決まりましたらご報告をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 実施されるということで、検討を今している状況であるということでもあります。できる限り、くまなく調査をしていただき、判定がいろいろあるかと思いますが、それをデータベース化されて、そのデータがまた数年先の継続する調査に役立つような調査をぜひやっていただきたいと思いますとおるところでございます。

次に、現在の空き家バンクの課題をどう捉えておられるのか、質問をします。

空き家の利用可能な物件が68戸であり、空き家バンクに登録されているのは、

物件では6件であります。少ない現状でございます。なぜ登録に至らないのか、様々な要因はあると思いますが、空き家バンクの課題をどのように捉えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

空き家バンクの課題をどう捉えているのかというご質問でございます。

空き家バンクの大きな課題としましては、空き家の件数と比較して、登録数が非常に少ないと、ご指摘のとおりでございます。

この理由、いろいろ考えられますけれども、私どものほうに聞こえてまいりますのは、先祖代々の家・土地を手放すことは、ご先祖様に申し訳ないというお気持ちであったり、仏壇があるから、それから農業用の倉庫として使っている、いずれ何かに使うだろう、そういった理由でございます。そのほかに、制度の存在をそもそも知らない、という方もいらっしゃると思います。

町としましては、ホームページへの掲載、広報みさとへのコラム掲載、固定資産税納入通知へのご案内の封入等を通じて、制度の周知を図っているところでございまして、今後も登録数の増加に向けた取り組みを進めてまいります。

特に、前回の調査では、利用可能な物件というところに68件が分類されておりますので、こういった物件の空き家バンクへの登録ということに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 空き家バンクへの登録が少ないと。理由は先祖代々の家であるとか、仏壇の問題など、多くの理由であると理解はできますけれども、利用可能である空き家をそのまま放置すれば、固定資産税など多くの経費がかかることとなります。広報みさとでも紹介をされておりました。

全国の自治体で空き家問題を抱えておられます。空き家バンクに登録数が多い自治体や仏壇の問題を解決された自治体がひょっとしたらあるかもしれません。空き家問題を解決するヒントを与えてくれる自治体があるかもしれません。常にアンテナを張り、情報収集を展開していただきたいと思います。

次に、空き家バンクに登録するメリット・デメリットは、どのようなことが考えられるのか、質問をします。

空き家を販売や賃貸したい売り主、購入や賃貸をしたい買主、その間に立たれる不動産業者などがおられます。売買や買主、不動産業者のメリット・デメリットはどのようなことが考えられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

空き家バンクに登録することのメリット・デメリットというお尋ねでございます。

空き家バンクに登録することのメリット、まず空き家バンクプラットフォーム、ここに登録されることで、買いたい方の目にとどまる機会が増えるということがございます。また、売主には、売買契約の成立時点で、奨励金が5万円、買主には、改修を望まれる場合、改修費補助として最大100万円が支給されるということがございます。また、空き家バンクに登録することで、デメリット、これは特にないというふうに考えております。

しかしながら、売買契約者同士のトラブルが発生しないようにということについては、これから先もですね、不動産業者による媒介、これを通じてですね、トラブルを防止していくと、というような取り組みを今後も進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 空き家バンクに登録しますと、空き家バンクプラットフォームに掲載され、買いたい方の目にとどまる機会が増えるというようなこと、売主には、売買契約の成立時点で奨励金5万円が支給をされ、買主は改修を希望される場合、改修費補助として最大100万円が支給されるのがメリットであるということでございます。売主・買主、デメリットはないという答弁でございました。

確認をいたしますけども、空き家バンクに登録され、不動産会社が間に入れられた場合、マージンは発生しないのでしょうか。また、不動産業者を介さず、売買契約が成立した場合、美里町移住定住促進補助金は交付されるのか、この2点お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明いたします。

1点目、不動産業者を仲介した場合に、マージンが発生するのか、というところでございます。これにつきましては、私どももトラブル防止という観点から、できるだけ宅建協会、それから不動産会社を仲介させてということで運用しております。その際ですね、不動産業者のマージンというのは一定程度発生します。それと、ただですね、必ずしもということではなくて、できるだけそこを使ってくださいということをお願いをしているというところでございます。

それから2点目ですね、補助金につきましてはですね、必ずしも不動産業者の媒介を入れないと支給されないということではなく、不動産業者を仲介しないという場合であっても、契約書をきちんとつくっていただくということでですね、その契

約書で日付がしっかりと確認できるということであれば、改修費補助は支給していくというところで運用しております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 不動産業者が仲介をしていただくときには、トラブルを防ぐという目的で、若干の費用が発生するような答弁でございました。

また、売買されるとき、不動産業者が入らなくても、契約書等がはっきりわかる日付等が入っていれば、美里町定住促進補助金は受けられるということでございます。

空き家バンクに登録され、奨励金、また定住促進補助金が受けもらえる仕組みなので、利活用できる空き家を相続された方には、そのような旨を周知をしてもらい、空き家バンクにぜひ多くの物件が登録されますように願いたいと思っております。

次に、空き家バンクを通さずに売買されている事例があると思いますが、把握されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） 空き家バンクを通さずに売買されている事例があるのか、把握しているのかというお尋ねでございます。

これにつきましては、空き家バンクを通さずに売買をされているという事例があることは、私どもも把握はしておりますけれども、詳細な状況、件数というところまでは把握できてないというところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 事例があることは認識をされている状態ですが、詳細な状況や件数までは把握されていないということでありました。

空き家バンクを通さず売買された事案的には、大沢水地区の民家、三加地区の店舗、直近では堅志田地区の旧店舗兼住宅も売買されたと聞いております。

このような場合、売る側、買う側の気持ちをお互いが尊重をされ、契約に至ったことだと思えます。そのほかにも事例はあると思いますが、空き家を利活用し、一人でも住民となられるように、町はぜひ応援をしていただきたいと思います。

最後に、移住希望者や美里町で起業したいという人に対して、ワンストップで相談できる仕組みはできないのか、について質問いたします。

現在、堅志田地区の空き家に対して、お試し住宅の改修が行われております。運用開始は、年明け1月の予定と聞いております。現在、建物の改修と受け入れ態勢

の整備が行われていると思います。お試し住宅を活用され、町外から移住を希望される方が今後見込まれるかと思います。

そのとき、住居の相談や仕事・子育てなど、多くの要件をクリアしなければ移住定住につながらないことになります。また、空き家を改修し、起業したいという人も現れる可能性があります。そのようなとき、役場のどこに相談をすればよいのか、現在は、空き家の相談事は美しい里創生課、子育てはこども応援課など、対応が異なる場所になります。移住希望者や起業しやすい方がワンストップで相談できる仕組みづくりはできないか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 空き家バンクの制度と併せまして、創業支援補助金を含めた企業支援や、移住支援など、ワンストップで相談できる窓口ができれば、流入人口を増やす上ではとても有意義な手段であると考えます。

今後、他の自治体の実施例等を参考に、体制面や運用面での課題について情報を収集し、どの部署でその業務が担えるのかなど含めて、検討してまいります。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 他の自治体で、ワンストップの相談窓口の実例があるということで、情報収集を行いというような答弁でもございます。

先日、和水町の移住定住支援センターの紹介が新聞にも掲載をされておりました。また、全国でも移住者を多く受け入れている自治体がございます。そのような自治体の移住定住相談窓口の仕組みを学ぶ機会もあってよいのではないのでしょうか。どのような体制で運用されており、多くの移住者をどうやって受け入れられているのか、例えば、一月単位で職員を派遣して、その仕組みを学ぶというような研修も、一つの提案でございます。

厳しい財政面と職員体制ではございますが、移住定住の促進に向け、一つの形ができるように、ぜひ今後も検討いただければと思っております。

以上をもちまして、私が通告しておりました一般質問を終わりたいと思います。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、濱田憲治議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日は、これで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

また、お諮りします。明日は休会とし、午前10時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと

と思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会し、明日は午前１０時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定いたしました。

なお、常任委員会の会場は、総務文教常任委員会が委員会室、産業厚生常任委員会が大会議室をご利用ください。

明後日１４日、金曜日は、午前１０時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午前１１時２０分

第 4 号

6 月 1 4 日（金）

令和6年第2回美里町議会定例会会議録（第4号）

令和6年6月14日（金）

午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1		各常任委員会報告及び質疑 (1) 総務文教常任委員会委員長 (2) 産業厚生常任委員会委員長
日程第2	議案第46号	令和6年度美里町一般会計補正予算（第3号）
日程第3	報告第1号	令和5年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第4	報告第2号	私債権等の放棄の報告について
日程第5	議案第47号	字の区域の変更について
日程第6	議案第48号	字の区域の変更について
日程第7	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第8		議員派遣の件について
日程第9		各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について
日程第10		議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

2. 出席議員（10名）

1番	村 崎 公 一 君	2番	平 野 保 弘 君
3番	吉 住 淳 一 君	4番	隈 部 寛 君
5番	高 田 美千子 君	6番	坂 田 竜 義 君
7番	濱 田 憲 治 君	8番	福 田 秀 憲 君
9番	今 田 政 行 君	10番	上 田 孝 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	吉 住 慎 二 君
教 育 長	宮 寄 幸 仁 君	総 務 課 長	坂 村 浩 君
美しい里創生課長	澤 山 誠 君	税 務 課 長	松 永 栄 作 君
住民生活課長	宮 崎 博 文 君	福 祉 課 長	谷 口 信 也 君
健康保険課長	中 川 利 加 君	農 業 政 策 課 長	西 寺 清 君
森づくり推進課長	安 達 浩 一 君	建 設 課 長	富 永 英 司 君

上下水道課長	酒 井 博 文 君	会 計 課 長	島 田 昌 臣 君
学校教育課長	中 川 幸 生 君	社会教育課長	長 井 一 浩 君
こども応援課長	隈 部 尚 美 君		

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長	立 道 誠 君	書 記	野 田 ま や 君
---------	---------	-----	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 各常任委員会報告及び質疑

○議長（上田 孝君） 日程第1、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。総務文教常任委員会、濱田憲治委員長。

○総務文教常任委員会委員長（濱田憲治君） 改めましておはようございます。

それでは、令和6年第2回美里町議会定例会におきまして、常任委員会を開催しましたので、報告をいたします。

期日、6年6月13日木曜日、午前10時から開会をしております。中央庁舎議会委員会室にて行いました。参加者は、福田副委員長、上田委員、隈部委員、平野委員と私、濱田。執行部より、坂村総務課長、澤山美しい里創生課長、松永税務課長、宮崎住民生活課長、島田会計課長、中川学校教育課長、長井社会教育課長出席のもと、開会をしております。

まず、令和6年度美里町一般会計補正予算（第3号）について、説明を受けております。

総務課の内容では、歳入として、町債の教育債とし、「川越社会教育センター等解体設計業務」に伴う起債とし、旧合併特例債事業債（社会教育事業）を活用されとの報告でありました。

歳出では、総務課管理費の委託料で、職員採用試験実施委託料が組まれ、令和7年度採用に伴う職員採用試験実施委託料が組まれ、町単独の試験日を11月に行うという説明でございました。

次に、美しい里創生課では、企画費の委託料で、まちづくり構想宅地開発計画作成成分とし、中央北地区の構想の計画、また、まちづくり構想基礎調査、これは町全体との調査をされるというところで委託料を組まれております。

次に、学校教育課では、教育通信費の需用費とし、小・中5つの学校で、消耗品費が計上されております。今年度から取り組まれる「通級指導教室」に伴う予算であります。通級指導教室とは、通常学級の授業におおむね参加できているが、生活や学習で困難があるこどもが、通常授業とは別に、そのこどもに合わせた指導を行う教室となります。学習は、個別・小集団の形式で、自立活動を中心に行われるそうです。砥用小学校が拠点となり、5つの学校に時間割を設け、巡回型方式で指導をされる仕組みでございます。宇土市・宇城市も取り組まれている事業になります。

次に、社会教育課では、川越社会教育センター等解体設計業務委託料が組まれ、地域からの申し出により利用を停止をされ、今後も利活用の見込みがないことから、敷地内の旧プール及び保育所も含めて、令和6年度中の解体工事の計画でございます。

次に、現地視察としまして、まず「よんなっせ」の加工場を視察、調査をしております。加工所の利活用の視察で、令和5年度は精米機の利用が2件であったと報告がありました。備品台帳には、加工所及び精米所に設置されている備品数24の器具が掲載をされております。ほとんどの器具が使用されておらず、備品の配置換えや利活用する仕組みを考えるべきであるというご意見がありました。

次に、川越社会教育センター等解体の現場を確認に行っております。

川越社会教育センター体育館及び保育所、旧プールの3か所を解体する計画でございます。地元の要望とし、簡易トイレの設置、旧プールを解体後に道なりに土砂等を入れ、駐車場として活用できればという説明があっております。

体育館で鉄骨等の有価物が多くあるので、工事費として相殺されるよう要望しております。旧合併特例債を活用されますが、年度を越せないというかたちで解体になります。解体設計業務委託料の金額は、人件費、諸経費、特別経費、アスベスト調査等で積算された金額であります。

最後に、美里町公民館西分館を調査しております。建屋周りの草木の管理は、委託されている白石野地区のご努力で、きれいに管理をされておりました。

建屋は消防法上の関係で使用ができず、また、耐震設備が施していない現状で、使用がされておられません。

登校坂の法面から樹木が生え、一部の町道の上で枯れている枝が見受けられますので、今後調査をされて、樹木の伐採が必要であるならば、伐採をされたがよいというご意見でありました。

以上で総務文教常任委員会の報告とします。報告漏れがございましたら、他の委員さんから補足をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、各常任委員会委員長に対する質疑は、申合せ事項により審査の経過と結果に対する質疑にとどめることとなっておりますので申し添えます。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員会、坂田竜義委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（坂田竜義君） 本定例会中に産業厚生常任委員会活動を行いましたので、報告いたします。

6月13日午前10時より、大会議室におきまして、高田委員、今田委員、吉住委員、村崎委員、坂田。執行部から谷口福祉課長、隈部こども応援課長、中川健康保険課長、酒井上下水道課長、西寺農業政策課長、安達森づくり推進課長、富永建設課長出席のもとに会議を行いました。

令和6年度第2回定例会で提案されている一般会計補正予算を中心に、審議を行いました。

福祉課におきましては、重度心身障がい者医療費助成システム改修委託料、社会福祉施設費の財源変更等について、説明がありました。

こども応援課、子ども・子育て支援事業費補助金、子ども・子育て支援交付金を国から受けまして、子育て短期支援事業委託料、児童手当システム改修委託料について説明がございました。若干の質疑を行いました。

健康保険課では、システム内の補正予算案について説明がございました。

上下水道課では、中央北地区水道事業、第1工区、第2工区、実施設計業務委託の入札結果、水道事業年度計画、関係図面について説明があり、若干の質疑がありました。

農業政策課では、施設園芸産地緊急発展事業補助金について説明があり、質疑がありました。

森づくり推進課では、林道中央砥用線土捨て場災害復旧工事（960万円）等について説明がございました。

建設課では、災害復旧工事（令和6年災害分、町単の部分と国庫負担分）について説明があり、質疑がありました。

現場調査といたしまして、先ほど総務文教委員長の報告でもありましたけれども、農産物加工所（やまびこの家）の内部の間取り等、備品の状況等を確認を行いました。

それから、こども家庭センター2階のトイレの改修状況について、一応終了しておりましたので視察を行いました。残りの部分は7月にされるということで聞いて

おります。

3点目は、岩下用水頭首工補修工事の竣工状況。総工費865万円でした。その竣工状況について調査を行いました。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

—————○—————

日程第2 議案第46号 令和6年度美里町一般会計補正予算（第3号）

○議長（上田 孝君） 日程第2、議案第46号、令和6年度美里町一般会計補正予算（第3号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

お諮りします。本案件の質疑につきましては、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

本案件の質疑は一括で行います。質疑ありませんか。

6番、坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 6番、坂田でございます。一般会計補正予算について、若干質問いたします。

総務費の関係で、まちづくり構想宅地開発計画図作成委託料600万、まちづくり構想基礎調査委託料で400万、計上されてございますけれども、この中身、若干説明はありましたけれども、もう少し詳しくですね、どういうことをやるのかということでお尋ねをいたします。

それと、関連で、当初予算の中ですね、未来づくり構想の委託金というのが出ておりました。これとそのまちづくり構想の関係はどういう関係、別個なのか、その辺りをお尋ねします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

2点ご質問あったかと思います。1つ目が、まちづくり構想宅地開発の委託料、それから、総合調査の委託料ですね。その2つについて内容をということでございました。

1つ目のまちづくり構想宅地開発作成委託、これにつきましては、先般の調書の答弁にもございましたように、町としては今後宅地としてのニーズの高まりが想定される中央北地区において、宅地や店舗ができる開発を行い、流入人口の増加を図りたいというふうに考えております。今回の調査は、開発の方向性や内容について検討を進め、農業振興地域指定解除に向けた県との協議を進めることに諸々の調査を進めるということを目的としております。

2つ目の、まちづくり構想基礎調査の委託料についてでございます。今回の調査につきましては、来年度策定をします振興計画総合戦略、これの基礎とするための情報収集と分析を行うということにしております。

想定されるのは、住民アンケート、あるいはワークショップの実施、情報の分析、基本方針の樹立等を想定しております。効果的な情報収集、分析手法のあり方も含め、専門業者から提案をいただいて、調査を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 少し補足をさせていただきます。

まちづくり構想宅地開発計画図作成委託料でございますが、今、熊本県とかなり農振除外についてやり取りをしております。ただ、今度食料農業農村基本法も変わって、自給率を上げるというような名目のもとですね、非常にやっぱり農振除外というのが厳しくなりつつあります。その中でやっぱり外していくためには、町としてもこういう構想を持っているんだというのを出さないと、なかなか土俵にも上がれないというような状況でございますので、今回のこの委託料を提案させていただいているというような状況でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） それはわかりましたが、当初予算に計上されております、未来づくり構想の関係、それはどうなりますか。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員お尋ねの、美里未来づくり業務委託料、当初予算に540万計上してありました件につきましては、所管は美しい里創生課になりますけども、私のほうでちょ

つと説明させていただきます。

町外の方を対象に、町内の空き家バンクに登録された空き家の改修するワークショップ等の開催に係る委託料でございます。今回計上してあるまちづくり関係の予算とは別物の予算を計上してあるところでございます。

以上でございます。

○6番（坂田竜義君） はい、終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立により行います。

議案第46号、令和6年度美里町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第46号、令和6年度美里町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3 報告第1号 令和5年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（上田 孝君） 日程第3、報告第1号、令和5年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、報告第1号についてご説明いたします。

⑫の報告第1号をお開きください。報告第1号、令和5年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和5年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書を、地方自治法施行令第146号第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月10日提出 美里町長 上田泰弘

次のページをお開き願います。令和5年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

はじめに、款の２総務費におきましては、項の１総務管理費の定額減税に伴う総合行政システム改修業務（人事給与等）の翌年度繰越額４８万８,４００円から、次のページ、繰越計算書の２ページをお開き願います。項の３戸籍住民基本台帳費の２枠目の住民基本台帳システム改修事業５８万７,４００円までの１０事業。

次に、款の３民生費におきましては、項の１社会福祉費の障害福祉サービス等システム改修事業３３万円から、項の３児童福祉費のこども家庭センター整備事業４,０００万円までの５事業。

次に、款の５農林水産業費におきましては、項の１農業費の農道等整備事業８５万６,５９５円から、次のページ、３ページの最上段になりますが、農地利用効率化等支援事業１８万２,８００円までの２事業。

次に、款の６商工費につきましては、項の１商工振興費の地域通貨補助金（重点交付金）４,７３４万円の１事業。

次に、款の７土木費におきましては、項の２道路橋梁費の道路メンテナンス事業２,６９万５,０００円から、次のページ、４ページの上から２枠目の町道維持事業２,７５５万円までの６事業。

次に、款の８消防費におきましては、項の１消防費の防災行政無線機器修繕事業８８０万円から車中避難所整備事業（湯の香苑駐車場）５５５万円までの２事業。

次に、款の９教育費につきましては、項の５保健体育費の農山村広場法面復旧事業６００万円の１事業。

次のページ、５ページをお開き願います。

款の１０災害復旧費におきましては、項の１農林水産業施設災害復旧費の林道施設災害復旧事業（Ｒ５災害分）２,３２０万円から、項の２公共土木施設災害復旧費の３つ目の枠の公共土木施設災害復旧事業（Ｒ５災害分）１億７,２４万１,０００円までの５事業。

合わせまして、３２事業の６億９,１２万５,９３５円を令和６年度に繰り越すことといたしております。

以上で、報告第１号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、報告第１号、令和５年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

-----○-----

日程第４ 報告第２号 私債権等の放棄の報告について

○議長（上田 孝君） 日程第４、報告第２号、私債権等の放棄の報告についての報告を求めます。松永税務課長。

○税務課長（松永栄作君） 報告第２号について、ご説明いたします。⑬報告第２号を

お開きください。

報告第2号、私債権等の放棄の報告について

美里町債権管理条例（平成26年美里町条例第21条）第10条第1項の規定により、別紙調書のとおり私債権等を放棄したので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年6月10日提出 美里町長 上田泰弘

次のページをご覧ください。私債権等放棄調書でございます。

1. 債権放棄日は、令和6年3月31日でございます。

2. 債権の内容は、記載のとおりでございますが、債権の名称は全て水道使用料。調定年度は平成19年度から平成23年度及び平成28年度から令和4年度までの12か年。放棄する私債権額は、103万8,992円。放棄の事由が、平成19年度から平成23年度までが美里町債権管理条例第10条第1項第3号の規定に該当するもので、時効消滅によるもの、平成28年度から令和4年度までが同条例第10条第1項第1号に該当するもので、債権者が生活保護法の規定による保護を受け、資力の回復が困難で当該債権について履行の見込みがないと認められることによるものでございます。

以上で、報告第2号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、報告第2号、私債権等の放棄の報告についての報告を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第47号 字の区域の変更について

日程第6 議案第48号 字の区域の変更について

○議長（上田 孝君） 日程第5、議案第47号、字の区域の変更について、及び日程第6、議案第48号、字の区域の変更についてを一括して議案としたいと思います。

お諮りします。議案第47号及び議案第48号の2案件について、一括して議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第47号及び議案第48号の2案件について、一括して議題とします。

それでは、議案47号、字の区域の変更について、及び議案第48号、字の区域の変更についてを続けて内容説明を求めます。西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） 議案第47号から議案第48号につきまして、一括してご説明申し上げます。

それではまず、議案第４７号についてご説明申し上げます。⑭議案第４７号を開きください。

議案第４７号、字の区域の変更について

美里町今の字の区域を地方自治法第２６０条第１項の規定により別紙のとおり変更する。

令和６年６月１０日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

土地改良法第２条第２項第２号の規定に基づく区画整理事業の実施に伴い、美里町今の字の区域に変更が生じたため、地方自治法第２６０条第１項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。別紙「字の区域変更」でございます。

内容につきましては、次のページの議案第４７号資料にて説明を申し上げます。

議案第４７号資料の区画整理事業位置図をお開き願います。

今回の字の区域の変更につきましては、美里地区今換地区の補助整備が完了いたしまして、今後換地処分をするに当たりまして、字の変更が生じたため、字の区域を変更するものでございます。

赤色で着色している部分が美里地区（今換地区）でございます。換地区面積につきましては、９．５ヘクタールでございます。

次のページをお願いいたします。現形図（変更前）でございます。字の区域ごとに着色をしております。

次のページをお願いいたします。換地図（変更後）でございます。こちらも、字の区域ごとに着色をしております。

次のページをお願いいたします。字界変更図でございます。

赤色で着色している①の部分が今字兎原から、今字柳原に変更する箇所でございます。対象の区域でございますが、今字兎原４６１の一部と４６２の一部と４６５の一部と４６７と４８１の一部と４８２と４８７と４８８の一部と４９９の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部を今字柳原に変更いたします。

続きまして、赤色で着色している②の部分が、今字長迫から今字柳原に変更箇所でございます。対象の区域でございますが、今字長迫９１１の１と９１１の２と９１２から９１８までと９２０から９２３までと９２４の１及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部を今字柳原に変更いたします。

次に、緑色で着色している③の部分で、今字柳原から今字兎原に変更箇所でございます。対象の区域でございますが、今字柳原８５２の１の一部と８５３の一部と

867と880の一部と881の一部と884の一部及び837の地先から888の地先の水路である公有地の一部並びに859の地先から882の地先の道路である公有地の一部を今字兎原に変更いたします。

次に、黄色で着色している④の部分が、今字釜土から今字古園に変更箇所でございます。対象の区域でございますが、今字釜土305を今字古園に変更いたします。

以上で、議案第47号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第48号について、説明いたします。⑮議案第48号をお開きください。

議案第48号、字の区域の変更について

美里町川越の字の区域を地方自治法第260条第1項の規定により別紙のとおり変更する。

令和6年6月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

土地改良法第2条第2項第2号に基づく区画整理事業の実施に伴い、美里町川越の字の区域に変更が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。別紙「字の区域変更」でございます。

内容につきましては、次のページの議案第48号資料にてご説明申し上げます。

議案第48号資料の区画整理事業位置図をお開き願います

今回の字の区域の変更につきましては、美里地区用換地区の補助整備が完了いたしまして、今後換地処分をするに当たりまして、字の変更が生じたため、字の区域を変更するものでございます。

赤色で着色している部分が美里地区（用換地区）でございます。換地区の面積につきましては、10.8ヘクタールでございます。

次のページをお願いいたします。現形図（変更前）でございます。字の区域ごとに着色しております。

次のページをお願いいたします。換地図（変更後）でございます。こちらも、字の区域ごとに着色をしております。

次のページをお願いいたします。字界変更図でございます。

黄色で着色している①の部分が川越字小原から、川越字西原に変更箇所でございます。対象の区域でございますが、川越字小原4241の一部と4250と4251及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部を川越字西原に変更いたします。

次に、緑色で着色している②の部分が、川越字小原から川越字下用換に変更箇所

でございます。対象の区域でございますが、川越字小原４２３５から４２３７までと４２３９と４２４１の一部を川越字下用來に変更いたします。

次に、緑色で着色している③の部分が、川越字西原から川越字下用來に変更箇所でございます。対象の区域でございますが、川越字西原３３３１の一部と３３３２の１の一部と３３３２の４の一部と３３３３の一部と３３３４の一部と３３３７の１の一部と３３３７の２の一部と３３３７の３及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部を川越字下用來に変更いたします。

次に、赤色で着色している④の部分が、川越字西原から川越字橋谷に変更箇所でございます。対象の区域でございますが、川越字西原３３４１の一部と３３４３の一部と３３４４の１の一部と３３４４の２の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部を川越字橋谷に変更いたします。

次に、黄色で着色している⑤の部分が、川越字下用來から川越字西原に変更箇所でございます。対象の区域でございますが、川越字下用來４１０８の一部と４１１０の一部と４１１１と４１１２の一部と４１１４の一部と４１１５の一部、４１１８の一部と４１２２の一部と４１２３から４１２５までと４１２６の１の一部と４１２６の２の一部と４１２８の一部と４１３０の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部を川越字西原に変更いたします。

次に、赤色で着色している⑥の部分が、川越字下用來から川越字橋谷に変更箇所でございます。対象の区域でございますが、川越字下用來４１０７の一部と４１１０の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部を川越字橋谷に変更いたします。

次に、青色で着色している⑦の部分が、川越字下用來から川越字前田に変更箇所でございます。対象の区域でございますが、川越字下用來４１１３の１の一部と４１１３の２の一部と４１１６の一部及び４１０７の地先から４１３４の１の地先の道路である公有地の一部を川越字前田に変更いたします。

次に、黄色で着色している⑧の部分が、川越字橋谷から川越字西原に変更箇所でございます。対象の区域でございますが、川越字橋谷３４８６の１の一部を川越字西原に変更いたします。

次に、緑色で着色している⑨の部分が、川越字前田から川越字下用來に変更箇所でございます。対象の区域でございますが、川越字前田４０９３の２の一部と４０９４の一部と４１０４の一部及び４１０３地先から４０６７の１地先の道路である公有地の一部を川越字下用來に変更いたします。

次に、赤色で着色している⑩の部分が、川越字前田から川越字橋谷に変更箇所でございます。対象の区域でございますが、川越字前田４０６５の一部と４０６６の

1の一部と4066の2と4066の3の一部と4105の一部を川越字橋谷に変更いたします。

今後の予定としましては、今換地区及び用換地区ともに、8月に権利者会議が行われまして、11月に換地処分を予定され、令和7年1月に登記完了の予定でございます。

以上で、議案第48号の説明を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

まず、議案第47号、字の区域の変更について質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第47号、字の区域の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第47号、字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、字の区域の変更について質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第48号、字の区域の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第48号、字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（上田 孝君） 日程第7、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 諮問第1号につきまして、ご説明申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員候補者に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記

住所 [REDACTED]、氏名 富永よし子、生年月日

[REDACTED]
令和6年6月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

人権擁護委員候補者を推薦しようとするときは、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要があるため提案するものでございます。

富永委員の任期につきましては、令和6年の9月30日までとなっておりますが、引き続き、人権思想の普及啓発活動にご尽力いただきたいということでご提案申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認め、討論を省略します。

お諮りします。富永よし子氏を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについ

ては、富永よし子氏を適任とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 8 議員派遣の件について

○議長（上田 孝君） 日程第 8、議員派遣の件についてを議題とします。

皆さんにお諮りします。別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣が必要となった場合等は、議長に一任していただくことに決定しました。

-----○-----

日程第 9 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第 10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

○議長（上田 孝君） 日程第 9、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について、及び日程第 10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第 9 及び日程第 10 を一括して議題とすることに決定いたしました。

日程第 9 及び日程第 10 を一括して議題といたします。

お諮りします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部議了しました。

したがいまして、会議規則第 8 条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本定例会におきましても、提案させていただきました全ての議案に関しまして、ご承認をいただき誠にありがとうございます。

もう本来であれば梅雨に入っているもおかしくない時期であります。まだまだ晴天が続いております。来週あたりから曇り若しくは雨の予報が続いているみたいでありまして、梅雨に入るのではないかなと思っています。ただ、今年は予報では例年よりも雨量は多いと出ておりますので、梅雨の明けがですね、後ろにずれこまなければ、短い梅雨の期間で大量の雨が降ることになります。そうなりますと、もうどこで災害が起こってもおかしくないというような非常に危機感を持っているところです。災害等が起きた場合は、また迅速に対応しなければいけませんので、議会の皆様にもいろいろとご相談させていただきながら、早く早く復旧ができるようにやっていきたいと思っておりますので、どうかその際には、またご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、今、それぞれ農繁期等でお忙しいと思いますが、お身体にはご自愛いただきまして、健やかにお過ごしいただきますことを祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これをもちまして、本日の会議を閉じ、令和6年第2回美里町議会定例会を閉会いたします。

—————○—————

閉会 午前10時47分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名いたします。

美里町議会議長

美里町議会議員

美里町議会議員

美 里 町 議 会 会 議 録
令 和 6 年 第 2 回 定 例 会

令 和 6 年 6 月 発 行

発行人 美 里 町 議 会 議 長 上 田 孝
編集人 美里町議会事務局長 立 道 誠
作 成 株式会社アクセス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
美 里 町 議 会 事 務 局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地  
電   話 (0964) 46-2111